

# 日本郵政公社の業務等の承継に 関する実施計画の骨格

平成 18 年 7 月 31 日

日本郵政株式会社



# 目 次

総論	1
----	---

## 実施計画の作成の考え方

1 承継会社等に引き継がせる業務その他の機能の種類及び範囲	3
2 承継会社等に承継させる資産、債務並びにその他の権利及び義務	3
3 承継会社に引き継がせる職員	4
4 その他承継会社等への業務等の適正かつ円滑な承継に関する事項	5

## 承継会社等の概要

1 日本郵政株式会社	8
2 郵便事業株式会社	14
3 郵便局株式会社	19
4 郵便貯金銀行	25
5 郵便保険会社	32
6 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構	38

## 別紙

1 職員の帰属	
(1) 帰属基準表	40
(2) 帰属の決定過程	42
2 組織	
(1) 日本郵政株式会社	43
(2) 郵便事業株式会社	44
(3) 郵便局株式会社	45
(4) 郵便貯金銀行	46
直営店一覧	47
(5) 郵便保険会社	48
直営店一覧	49
(参考) 日本郵政公社の組織	51

3	民営化時の財務状況	
(1)	日本郵政株式会社	5 2
(2)	郵便事業株式会社	5 2
(3)	郵便局株式会社	5 3
(4)	郵便貯金銀行	5 3
(5)	郵便保険会社	5 4
(6)	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構	5 4
(7)	日本郵政公社の閉鎖貸借対照表	5 5
(参考)	貸借対照表の対応関係	5 7
4	経営見通し	
(1)	総括	5 8
(2)	日本郵政株式会社	5 9
(3)	郵便事業株式会社	5 9
(4)	郵便局株式会社	5 9
(5)	郵便貯金銀行	6 0
(6)	郵便保険会社	6 0

## 総論

日本郵政公社（以下「公社」といいます。）の業務等の承継に関する実施計画（以下「実施計画」といいます。）の骨格は、承継会社等（承継会社（日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社をいいます。以下同じ。）及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」といいます。）をいいます。以下同じ。）の概要その他実施計画の作成の考え方を示すものとされています（日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画に関する命令（以下「実施計画命令」といいます。）第1条）。

実施計画は、郵政民営化法第163条第3項の規定により、平成18年1月25日に定められた「日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画」（以下「基本計画」といいます。）に従い作成することとされています。また、実施計画命令第2条第1項では、郵政民営化法第161条第2項各号（機構については同項第3号を除く。）に定める事項に区分して記載することとされています。

郵政民営化法第161条第2項では、次の～の事項が定められています。

承継会社等に引き継がせる業務その他の機能の種類及び範囲

承継会社等に承継させる資産、債務並びにその他の権利及び義務

承継会社に引き継がせる職員

その他承継会社等への業務等の適正かつ円滑な承継に関する事項

したがって、実施計画には～の事項に区分して記載することとなりますので、この骨格でも、「～実施計画の作成の考え方」として、～に区分して記載しています。

承継会社等は、承継計画（郵政民営化法第163条第3項の認可を受けた後の実施計画をいいます。以下同じ。）によって公社の業務その他の機能並びに権利及び義務を承継します。したがって、「経営の自主性、創造性及び効率性を高めるとともに公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上及び資金のより自由な運用を通じた経済の活性化を図る」（郵政民営化法第2条）という郵政民営化の基本理念を達成できるよう、民営化後の承継会社の経営も踏まえ、公社の業務等を承継会社に承継させることが必要であり、適切であると考えます。

承継会社は、民営化時には、日本郵政株式会社を持株会社とするグループ会社としてスタートしますが、各会社は、それぞれが自立した経営を営み、グループとして相乗効果を発揮できるように、その経営内容を決定する必要があります。

また、日本郵政株式会社、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社は特別の法律に基づき目的が規定され、郵便局株式会社はあまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置する義務があります。さらに、郵便貯金銀行、郵便保険会社の株式は平成29年9月30日までにすべてを処分する必要があります。

ます。このような法令の要請に応えるため、民営化後の承継会社の経営が円滑、順調に行われるよう、公社の業務等を承継会社に承継させることが必要であり、適切であると考えます。

このような観点から、実施計画命令において「承継会社等の概要」を示すよう規定されていると考えられますので、この骨格においては、承継会社等について、民営化後の経営と、それを踏まえた実施計画の内容（～）の検討状況を取りまとめたものとして、「承継会社等の概要」を記載しています。

なお、この骨格に記載している内容は、現時点における検討内容であり、現時点で入手しうる諸指標等に基づく一定の条件の下に検討を行ったものです。この骨格に記載したとおりの内容の実施計画となるものでは必ずしもありません。今後、検討事項の精査、関係者との協議等の結果により、また、金融・経済情勢など諸事情の変化により、認可を受けるための実施計画の提出の際には、異なる内容、数値となることがあります。

（注）

- ・日本郵政株式会社については、既に設立され、この実施計画の骨格の作成をはじめとする準備企画会社としての役割を果たしていますので、骨格における日本郵政株式会社についての記述は、民営化後の会社についてです。
- ・計数については、四捨五入の結果、各数値が突合しない場合があります。
- ・承継会社の組織等の名称は仮称です。
- ・承継会社の民営化時の財務状況及び経営見通しは、平成 18 年 3 月期の公社の決算見込み及びアクションプラン・フェーズ に基づき作成された公社の解散（民営化）時の資産等を、承継会社へ承継（配分）した上で、一定の条件の下に作成しています。

## 実施計画の作成の考え方

### 1 承継会社等に引き継がせる業務その他の機能の種類及び範囲

民営化時において、承継会社等が引き継ぐ公社の業務その他の機能の種類及び範囲は、郵政民営化関連法（郵政民営化法、日本郵政株式会社法、郵便事業株式会社法、郵便局株式会社法、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律をいいます。以下同じ。）及び基本計画において承継会社等が行うこととされる業務その他の機能のほか、承継会社が民営化後に行うこととする業務を踏まえ、承継会社等に引き継がせることが適当なものを定めることとします。

この際には、郵政民営化に至る国会審議、附帯決議等を踏まえ、郵政民営化の意義を実現できるよう、また、承継会社がこれまで公の機関として果たしてきた役割を引き継ぎ、公共性を果たしつつ、民間企業としての創造性、効率性を発揮し、自由な企業活動を行い、社会・地域に貢献していくことができるよう、留意します。

実施計画命令第3条第1項では、実施計画において、承継会社等に引き継がせる業務その他の機能の種類に応じてその範囲を明らかにするよう規定していますが、承継会社等に引き継がせる業務その他の機能の種類の詳細な内容は今後さらに検討する必要がありますので、この骨格においては、その大要を「承継会社等の概要」において記載しています。

機構については、政府が中期目標等の業務のあり方を定めることとされていますので、その業務等を日本郵政株式会社が定めるものではありません。しかし、機構は郵政民営化法第166条第1項の規定により承継計画において定められた業務等を公社から承継するとされていますので、実施計画では、政府との協議を踏まえて、機構が引き継ぐ公社の業務その他の機能の種類及び範囲を定めます。この骨格においては、郵政民営化関連法及び基本計画の定めるところに従い機構が行う業務及び引き継ぐこととされている公社の業務その他の機能の種類及び範囲の大要を、「承継会社等の概要」において記載しています。

### 2 承継会社等に承継させる資産、債務並びにその他の権利及び義務

民営化時において、承継会社等が承継する公社の資産、債務その他の権利及び義務は、郵政民営化関連法及び基本計画において承継会社等が承継することとされているもののほか、承継会社等が民営化時に行う業務及びその後の業務展開を踏まえ、適切な業務運営を行うために承継会社等に承継させることが適当なものを定めることとします。

実施計画命令第4条第1項では、実施計画において、承継会社等に承継させる資産、債務その他の権利及び義務については、それぞれの種類ごとに区分し

て記載するよう規定していますが、承継会社等に承継させる資産、債務その他の権利及び義務の詳細な内容は今後さらに検討する必要がありますので、この骨格においては、その大要を「 承継会社等の概要」において記載していません。

機構については、郵政民営化法第 154 条第 3 項の規定により機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額が政府から機構に対し出資されたものとするなど、機構が承継する公社の資産、債務その他の権利及び義務を実施計画で定めませんが、機構の業務等を日本郵政株式会社が定めるものではありません。しかし、他の承継会社に承継させる公社の資産、債務その他の権利及び義務との調整が必要と考えられますので、実施計画では、政府との協議を踏まえ、機構に承継させる公社の資産、債務その他の権利及び義務を定めます。この骨格においては、郵政民営化関連法及び基本計画の定めるところに従い、機構が承継することとされている公社の資産、債務その他の権利及び義務の大要を、「 承継会社等の概要」において記載しています。

承継会社の純資産については、解散（民営化）時における公社の純資産を適切に配分することとし、法令の基準を満たすものとするほか、承継会社が適切な業務運営を行うのに足りる金額を承継させることとしますが、解散（民営化）時における公社の純資産の額は、今後の公社の業績、金利、株価等により変動することとなります。この骨格においては、現時点で見込まれる公社の純資産を振り分けていますが、確定的なものではありません。振り分けに際しては、郵便事業株式会社、郵便局株式会社は、日本郵政株式会社の完全子会社であり、日本郵政株式会社が十分な純資産を有していることを考慮した上で、郵便貯金銀行、郵便保険会社に対し、市場リスク等を勘案して暫定的に純資産の大宗を承継させることを基本としています。実施計画においても、同様に、公社の純資産の額の変動が見込まれるため、民営化時の承継会社の純資産の額は確定的なものになりませんが、この考え方にに基づき、市場リスク等の適切な管理の観点から純資産を配分する予定です。

なお、機構については、現時点では資本金の額が未定であるため、資本金及びそれに見合う資産は計上していません。

### 3 承継会社に引き継がせる職員

民営化時において、承継会社が引き継ぐ公社の職員（再任用職員、郵政短時間職員を含みます。）については、承継会社の民営化時に行う業務及びその後の業務展開を踏まえ、その組織、職員数等を検討すると同時に、公社における職員の従業務などの勤務条件に配慮し、承継会社を定めることとします。

実施計画命令第 5 条第 1 項では、実施計画において、公社の職員をいずれの承継会社に引き継がせるかを明らかにするよう規定していますので、実施計画



では個々の職員名を記載し、帰属する承継会社を明らかにする予定ですが、この骨格においては、承継会社のおおよその職員数を「 承継会社等の概要」において記載しています。なお、機構の職員は実施計画の対象となる職員ではなく、実施計画に記載するものではありませんので、この骨格でも職員数は記載していません。

具体的な職員の帰属の決定に際しては、公社の協力を得て適切に行うこととしますが、職員の帰属は帰属基準表(別紙 1(1))に基づいて行うこととします。また、その帰属の決定過程は別紙 1(2)のとおりとします。

ゆうメイト等と呼ばれる非常勤職員については、公社の解散の際には予定雇用期間が満了し、実施計画の対象となる職員ではなく、実施計画に記載するものではありませんが、承継会社は民营化時まで公社が行っていた業務を行いますので、業務を適切に運営するために必要な非常勤職員の確保が重要であると考えています。

承継会社における職員の賃金、労働時間その他の労働条件についても、実施計画に記載するものではありませんが、日本郵政株式会社は、公社の職員労働組合と承継職員の労働条件その他に関する労働協約をあらかじめ締結することができます(郵政民营化法第 171 条第 1 項)ので、公社の職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に配慮して、民营化までに適切に定めることとします。なお、民营化後の承継会社の間における人事交流制度については、承継会社における業務上の必要性を踏まえて検討し、適切に定めることとします。

なお、この骨格においては、承継会社の職員数の合計(約 253,200 人)が、承継会社が引き継ぐと見込まれる公社の職員数(約 252,000 人)を上回っています。これは、日本郵政株式会社において民营化前から勤務する職員の数(約 100 人)を含むほか、公社における内部監査態勢をさらに強化するための必要人員を見込むなど、民营化後の業務に必要な承継会社の職員の数に記載しているためです。この差は、民营化後新たな職員を手当てするなど適切な時期までに解消することとなります。

#### **4 その他承継会社等への業務等の適正かつ円滑な承継に関する事項**

承継会社等への業務等の適正かつ円滑な承継に関する事項については、基本計画では、次の ~ が規定されています。

利用者の利便の確保

郵便局の設置

承継会社の業務の適切な運営に係る事項

承継の際における承継会社等の業務委託契約等

訴訟参加等

免許等の特例等

その他、公社の業務等の承継を適正かつ円滑に行うために必要な措置  
さらに、実施計画命令第 6 条第 1 項では、次のイ～ニについて規定していま  
す。

- イ 承継会社が行う業務について、その運営の内容及び見通しを明らかにす  
ること
- ロ 承継会社等及び郵便窓口業務等受託者が銀行法その他の関係法令に適合  
して業務を行うこととなることを明らかにすること
- ハ 承継会社等への業務等の承継に伴う郵政民営化法その他の関係法令の適  
用の明確化が図られるよう配慮すること
- ニ 公社の業務等の承継会社等への適正かつ円滑な承継を図るために必要で  
あると認められる事項については、当該事項及びその事項に対する具体的  
な措置が明確となるよう記載すること

実施計画では、民営化後の承継会社の経営を踏まえ、「承継会社等に引き継が  
せる業務その他の機能の種類及び範囲」、「承継会社等に承継させる資産、債務  
並びにその他の権利及び義務」、「承継会社に引き継がせる職員」を定めますが、  
その際には、上記 イ～ハ及びイ～ニについて留意し、必要なものを定めること  
とします。

については、承継の際に郵便局で提供されているサービスの水準が維持さ  
れるよう、民営化時の承継会社の業務等を定めることとします。この骨格では、  
「 承継会社等の概要」における、「民営化時において提供する商品・サービ  
ス」等をご覧ください。

については、郵便局の設置に関して総務省令で定める基準を郵便局株式会  
社が満たしているものとします。また、民営化時にサービスを提供している郵  
便局については、民営化時には引き続き承継会社の窓口としてサービスを提供  
することとします。

については、イを踏まえ、承継会社の目的が達成され、その業務が適切に  
行われること等承継会社の業務の内容及び見通しを示すこととします。また、  
実施計画の記載に際してはロ、ハに留意します。この骨格では、「 承継会社  
等の概要」における、「経営の見通し」をご覧ください。

については、ロ、ハに留意し、承継の際における承継会社等の重要な業務  
委託契約等を定めます。

については、公社を当事者とする訴訟のうち承継会社等に承継させる業務  
等に係るものについては、承継会社等による訴訟参加その他の必要な措置を定  
めることとします。また、公社解散後、公社を債務者とする債務など、民営化  
時には生じていなかった資産、債務その他の権利及び義務が新たに生じる場合  
があります。このため、このような資産、債務その他の権利及び義務は日本郵  
政株式会社が承継することとします。

については、公社の資産、債務その他の権利及び義務の承継に伴い、郵政

民営化関連法の規定により承継会社等その他の者が受けたものとみなされる免許等及び承継会社等その他の者が行ったものとみなされる届出等につき、その免許、届出等の種類及び免許等を受け、届出等を行ったものとみなされる承継会社等その他の者を明らかにします。

については、二を踏まえ、～のほかに公社の資産、債務その他の権利及び義務の承継を適正かつ円滑に行うために必要となる措置がある場合には、その措置を定めることとします。たとえば、現在の公社に対するお客様からのお問い合わせ・相談体制について、民営化後もお客様に不便をおかけすることなく応じることができる体制を整えること、民営化に伴い契約約款の変更等ご利用についての変更のお知らせを行うこと等が重要であると考えています。また、現時点では、承継会社等における民営化後の業務を円滑に行うための情報システムの開発について特に問題はないと考えています。

以上について、より具体的な内容は今後検討し、実施計画へ記載し、資料の添付を行うこととなります。

なお、公社においては、承継会社における民営化後の業務を適正かつ円滑に行うために、職員の研修、郵便局舎等の施設の改修が順次行われることとされています。

## 承継会社等の概要

### 1 日本郵政株式会社

#### (1) 名称(商号)

日本郵政株式会社法の規定により、日本郵政株式会社となります。

#### (2) グループ経営理念

これまで公の機関として培った安心、信頼を礎として、民間企業としての創造性、効率性を最大限発揮し、お客様の期待に応えお客様の満足を高めお客様とともに成長します。経営の透明性を自ら求め、規律を守り、社会と地域の発展に貢献します。

#### (3) グループ経営方針

お客様の視点を最優先し、創造性を発揮し真にお客様に評価される商品・サービスを全国ネットワークで提供します。

4 事業それぞれが自立した企業経営を行うためのガバナンス、監査・内部統制を確立しコンプライアンスを徹底します。

適切な情報開示、グループ内取引の適正な推進などグループとしての経営の透明性を実現します。

郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の早期処分を目指します。

働く人、事業を支えるパートナー、社会と地域の人々、みんながお互い協力し、そして一人ひとりが成長できる機会を創出します。

#### (4) 役割

民営化時においては、次の役割を有します。

コーポレートセンター機能及び監査機能

イ グループ会社に対する経営管理、経営支援

グループ経営戦略の策定、事業間の調整、グループ会社の経営に対するモニタリング、業績評価、リスク管理等を行います。また、郵便局株式会社等のグループ会社が承継する不動産の活用等についての企画・立案、グループ・ブランドの設定・管理などを行います。

ロ グループとしての内部統制の確保

グループとして、監査態勢、コンプライアンス態勢の整備を図り、財務報告の信頼性の確保を図ります。

ハ 上場準備、資本配分

郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式処分のための上場準備の支援、日

本郵政株式会社自らの上場準備の推進、グループ経営戦略に基づいた郵便局株式会社等のグループ会社への資本配分等の機能を果たします。

## ニ CSR、広報活動

グループとしての CSR（企業の社会的責任を果たすための活動）、広報活動を行い、お客様や地域社会など企業と利害関係を有する方々とのコミュニケーションを促進します。

## ホ 社会や地域への貢献

法令（日本郵政株式会社法第 6 条、第 13 条等）に従い、社会・地域貢献基金を設置し、社会・地域貢献資金（郵便事業株式会社に対し社会貢献業務の実施に要する費用に充てる社会貢献資金、郵便局株式会社に対し地域貢献業務の実施に要する費用に充てる地域貢献資金）を交付することにより、地域住民の生活の安定や社会福祉の増進などに貢献します。

### グループ内共事事務の受託

グループ会社が個別に実施するよりもグループ内で集約化したほうが効率的な事務（共事事務）を集約化します。具体的には、給与・収入支出手続等の事務、災害補償関係事務、健康管理事務、施設等の管理事務、IT 開発などを共事事務として実施します。

共事事務については、事務の見直しやグループ外からの受託による稼働率向上などにより経営の効率化を目指します。

## 事業運営

### イ 病院の運営

公社が運営する通信病院を承継し、企業立病院として運営します。医療サービスの一層の向上と病院経営の健全化を目指します。

### ロ 宿泊施設の譲渡又は廃止（それまでの間の運営）

公社が運営する、郵便貯金周知宣伝施設（メルパルク等）及び簡易生命保険加入者福祉施設（かんぼの宿等）は、日本郵政株式会社法附則第 2 条第 1 項の規定により、平成 24 年 9 月 30 日まで（民営化後 5 年以内）にすべて譲渡又は廃止することとされています。日本郵政株式会社は、これらの施設を承継し、譲渡・廃止が円滑に進むよう、それまでの間の運営を行います。

### その他

### イ 郵政資料館等

郵政資料館（逓信総合博物館）を承継し、運営します。郵政総合研究所は廃止します。

### ロ 公社の残務処理

公社の閉鎖決算の実施、国庫納付金の納付など、公社に係る残務の処理を行います。

(参考)

郵政民営化法等の規定に基づき、日本郵政株式会社が公社から引き継ぐこととされる業務その他の機能の種類及び範囲は、次のイ～へ及びこれらの業務その他の機能と併せて引き継がせることが適当と認められるものに係るものとされており、上記の役割を果たすことにより、適切に公社の機能が引き継がれることとなります。

- イ 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の株式の保有、株主としての権利の行使
- ロ 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の経営の基本方針の策定及びその実施の確保
- ハ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分並びに処分までの間の保有、株主としての権利の行使
- ニ イ～ハの業務に附帯する業務
- ホ 郵便貯金周知宣伝施設及び簡易生命保険加入者福祉施設の譲渡又は廃止並びに譲渡・廃止までの間の運営又は管理
- ヘ 会社の目的を達成するために必要な業務

(注)民営化時には、郵便貯金銀行及び郵便保険会社は完全子会社ですので、その経営の基本方針の策定及びその実施の確保を行うこととされています(基本計画1(1)ロ)。

## (5) 経営管理等

業務執行と監督を分離して経営の透明性の確保と迅速な意思決定を図るため、社外取締役を活用した委員会設置会社とし、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を設置します。

マネジメントのトップには、西川善文が就任する予定です。

グループ経営のガバナンスについては、監査、コンプライアンス、財務報告等の内部統制、リスク管理、CSRなどに関し、その適切な管理・推進を図ることを組織的に担保していきたいと考えています。

また、グループ経営戦略・経営管理のため、グループ会社との経営管理契約を定める等の必要な措置を定めることを予定しています。

## (6) 組織

本社

本社には、コーポレートスタッフ部門及び監査部門を設置します。コーポレートスタッフ部門は明確なコーポレートガバナンスの実現、内部統制機能やCSR機能の重視等の観点から組織設計を行います。また、監査部門は、グループ会社と連携して、グループ全体として監査機能を高める観点から組織設計を行います。

これら2部門以外にグループ内共通事務を行う共通事務部門と、病院・宿泊施設の運営を行う事業運営部門を設置します。

本社は現在の公社本社ビル（東京都千代田区）に置くこととします。

（注）民営化時は、円滑な承継の観点から、日本郵政株式会社を含めた承継会社の本社を現在の公社本社ビルに置くこととしています。

なお、支社は設けませんが、本社以外に次の、の関連施設を設けることとします。

#### 共通事務施設

##### イ 人事・経理集約センター

現在、公社では11箇所の「共通事務センター」で収入支出手続、給与等の支給額計算などの事務を行っており、民営化時には1箇所に集約化される予定です。これらの事務をグループ会社に提供するものです。

##### ロ 災害補償事務センター

現在、公社では1箇所の「災害補償事務センター」で職員の公務上の災害等の補償の実施に関する事務を行っています。法律の適用関係は変わりますが、業務上の災害等の補償の実施に関する事務をグループ会社に提供するものです。

##### ハ 健康管理事務センター

現在、公社では1箇所の「健康管理事務センター」を設け、郵便局舎等内52箇所（47箇所に整理統合予定）に設置した健康管理施設を管理し、各種健康診断や産業医活動を行っていますが、これらの業務をグループ会社に提供するものです。

##### ニ 施設サービスセンター

現在、公社の7箇所の「ネットワークセンター」で実施している事務のうち、施設の調達・改修、施設の維持保全等の事務について、新たに設ける施設サービスセンターにおいてグループ会社に提供するものです。

#### 事業運営施設

##### イ 病院

現在14箇所ある逓信病院を承継し、運営します。

##### ロ 宿泊施設

###### a 旧郵便貯金周知宣伝施設

民営化を控え、宿泊事業の経営の健全化を図るために、公社においては現在そのあり方について検討が行われ、不採算施設の廃止等が行われていますので、民営化時には、郵便貯金周知宣伝施設（メルパルク等）は11箇所と見込まれます。

###### b 旧簡易生命保険加入者福祉施設

aと同様に、不採算施設の廃止等が行われていますので、民営化時には、簡易生命保険加入者福祉施設（かんぽの宿等）は71箇所と見込まれます。

## (7) 職員

職員数の合計は、約 3,800 人となる見込みです。

内訳は次のとおりです。

本社 約 600 人

共通事務施設 約 700 人

病院施設 約 1,600 人

宿泊施設 約 900 人

## (8) 財務状況(公社から承継する資産、債務並びにその他の権利及び義務)

公社から承継する資産は 8 兆 7,350 億円と見込んでいます。そのうち、子会社株式は 8 兆 2,000 億円(郵便事業株式会社株式 2,000 億円、郵便局株式会社株式 2,000 億円、郵便貯金銀行株式 6 兆 8,000 億円、郵便保険会社株式 1 兆円)です。また、郵便貯金周知宣伝施設及び簡易生命保険加入者福祉施設に関する資産、公社本社ビルなどを承継します。

(注)子会社株式は、各会社の純資産の額を計上しています。

公社から承継する負債は 1,680 億円と見込んでいます。主な負債は公社の未払国庫納付金 1,280 億円、退職給付引当金 380 億円などです。

純資産は 8 兆 5,670 億円と見込んでいます。

発行予定株式数は現時点では未定ですが、将来の株式上場、処分を円滑に行う必要性等を考慮し、承継する資産等についてより具体的な決定を行った後に定めることとします。なお、日本郵政株式会社の株式は、民営化時は政府がすべてを保有します。

## (9) 経営見通し

郵便事業株式会社等のグループ会社から支払われる配当、経営指導料、郵政民営化法第 122 条の規定により郵便貯金銀行から交付される金銭が主な収益となります。このほか、日本郵政株式会社が承継し、所有することとなる公社の本社等の建物から得られる賃貸料、共通事務等についてのグループ会社からの受託手数料を見込んでいます。

郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式については、平成 29 年 9 月 30 日まで(民営化後 10 年以内)にすべて処分することとされています(郵政民営化法第 62 条)。このため、遅くとも民営化後 4 年目の上場を目指し、5 年間で処分する方針です。なお、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分については両社の株価を確定的に見込むことは困難であることから、経営見通しにおいてはその処分は織り込んでいません。

また、日本郵政株式会社についても、株式上場により、自社の外部評価をすばやく把握し経営の健全性をチェックできるようになることから、自社の株式の早期上場が可能となるよう、グループの経営体制、業務体制等の整備を進め



ます。

郵便貯金周知宣伝施設及び簡易生命保険加入者福祉施設については、平成 24 年 9 月 30 日まで（民营化後 5 年以内）にすべて譲渡又は廃止することとされていますので、経営見通しにおいては、すべての譲渡又は廃止を 5 年目（平成 24 年 9 月末）に行うとして計算しています。

費用については、システム関係経費、人件費に係るものが主なものです。なお、共済組合の追加費用については、政令で定めるところにより国等又は承継会社等が負担するとされます（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第 54 条第 1 項）が、政令が制定されていないので、日本郵政株式会社がすべて負担することとして計算しています。

平成 19 年（2007 年）度半期において 130 億円の純損失を、平成 23 年（2011 年）度において 2,960 億円の純利益を見込んでいます。

社会・地域貢献基金の積立てについては、基金への積立率を定める政令が制定されていないので、経営見通しにおいては計算していません。また、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社への社会・地域貢献資金の交付も見込んでいません。なお、基金の積立は、毎事業年度の損益計算上の利益金の額から行うとされています（日本郵政株式会社法第 13 条第 2 項）ので、仮に純利益のすべてを積み立てるとすれば、平成 23 年（2011 年）度末において 8,780 億円となると見込まれます。

## 2 郵便事業株式会社

### (1) 名称(商号)

郵便事業株式会社法の規定により、郵便事業株式会社となります。

### (2) 経営方針

郵便のユニバーサルサービスを維持しつつ、人々が安心できるコミュニケーション、確実、迅速な物流機能を提供することにより、「人、企業、社会を真心で結ぶネットワーク」を創出します。

効率的な事業運営によりユニバーサルサービスとしての郵便サービスの提供を確保します。

経営資源を積極的に活用して、お客様の多様なニーズに応える国内外の物流サービスを充実します。

常にお客様の視点に立ち、品質の向上、新しい商品・サービスの開発に努め、心から満足していただけるサービスを提供します。

ガバナンス、監査・内部統制を確立しコンプライアンスを徹底するとともに適切な情報開示に努め経営の透明性を実現します。

お客様、社員、社会・地域の人々が生き生きと活動できる機会を創出します。

### (3) 民営化時において提供する商品・サービス(公社から引き継ぐ業務その他の機能の種類及び範囲)

郵便事業株式会社は、民営化時において次の業務を営むこととします。

#### 郵便の業務

手紙、はがきなどの商品・サービスを引き続きユニバーサルサービスとして提供します。

(注) 第一種・第二種・第三種・第四種郵便物、書留・引受時刻証明・配達証明・内容証明・特別送達の特典取扱等、国際郵便を提供します。

また、写真付切手受注作成、郵便物の作成サービス等を引き続き実施します。

お客様のニーズに応じた DM 需要の掘り起こし、高付加価値サービスの開発・提供等により、郵便事業の持続的発展を目指します。

#### 印紙の売りさばきを行う業務

国の委託を受けて行う業務です。

#### お年玉付郵便葉書等及び寄附金付郵便葉書等の発行

#### 国内物流事業

現行の小包業務が郵便業務から除外されることに伴い、他の国内貨物事業

者と同様に、一般貨物法制の下で国内貨物事業を行うこととなります。柔軟な商品開発・提供、サービス品質の一層の向上等により、取扱量の拡大を目指します。民営化後においても、引き続き、全国サービスを提供することとします。また、小包包装用品の販売等を引き続き実施します。

公社の社内物流業務、ロジスティクス事業を承継します。

#### 国際物流事業

国際物流事業については、公社の国際物流事業を承継し、アジア地域を中心とした国際物流事業の早期展開を目指します。

なお、公社が国際物流事業の受託業務の認可（郵政民営化法第29条）を受けた場合には、その業務を承継し、実施します。

#### その他の受託業務

日本放送協会（NHK）等の委託を受けて集金業務等を行います。

なお、ひまわりサービス、郵便外務員を活用して行う地方公共団体からの受託業務を、引き続き実施します。

、 の窓口での提供は、郵便局株式会社に委託しますが、郵便事業株式会社支店等においても、郵便の集配業務等に加え、切手類・印紙の販売、郵便物等の引受け・交付等の業務を行います。

なお、社会貢献資金の交付を受けなければサービスの水準を著しく低下させることなく実施することが困難である郵便の業務等（社会貢献業務（郵便事業株式会社法第4条））については、民営化当初は、社会貢献資金の交付を受けることは予定していません。

#### （参考）

郵政民営化法等の規定に基づき、郵便事業株式会社が公社から引き継ぐこととされる業務その他の機能の種類及び範囲は、次のイ～ニ及びこれらの業務その他の機能と併せて引き継がせることが適当と認められるものに係るものとされており、上記の商品・サービスの提供を行うことにより、適切に公社の機能が引き継がれることとなります。

イ 郵便法の規定により行う郵便の業務

ロ 国の委託を受けて、印紙の売りさばきを行う業務

ハ お年玉付郵便葉書等に関する法律第1条第1項に規定するお年玉付郵便葉書等及び同法第5条第1項に規定する寄附金付郵便葉書等を発行する業務

ニ 国際貨物運送に関する事業を行うことを主たる目的とする公社子会社の委託を受けて行う国際貨物運送に関する事業に係る国内貨物運送の業務

#### (4) 民営化後、新たに提供する商品・サービス

郵便事業株式会社は、民営化により、経営の自由度が拡がり、国内外の物流サービスを柔軟に提供できることとなります。公社から承継した経営資源を有効に活用し、成長が期待できる物流分野での新規業務の提供により、事業の発

展を図りたいと考えています。

国内物流分野においては、企業の多様化・高度化する物流ニーズに的確に応えられるようにするため、お客様にとって最適な物流システムを提案し、物流企画・物流管理業務から配送までを一貫して受注するロジスティクス事業の展開を検討しています。

また、国際物流分野においては、近年、成長著しいアジア市場を主たる対象として定められた配送日時に確実にお届けするドア・ツー・ドア・サービスの日本発着の国際エクスプレス事業に加え、国際ロジスティクス事業の開始に向け検討していきます。

さらに、その他の新規業務についても検討していきます。

#### (5) 経営管理等

マネジメントのトップには、北村憲雄が就任する予定です。

市場環境の変化、社会・地域の多様なニーズ等に的確かつ柔軟に対応できる物流システムの構築に向け、不断の改革に心がけ、きめ細かく高品質なサービスの提供を図ります。

本社において事業別損益管理を行い、事業ごとの経営状況を明確化し、健全経営の維持に努めます。

支社・支店においては、CS（顧客満足度）の向上、営業推進、経費節減等に加え、支社別・支店別の損益分析結果により業績評価を行います。

サービス品質を確保し、お客様の信頼に応えるため、内部監査態勢、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢の整備を図るとともに、郵便局株式会社の提供する郵便窓口業務のリスク管理等に対しても、委託者として適切な責任を果たす仕組みを構築します。

IT 推進により業務運営の効率化、コスト削減、サービス品質の向上に努めます。

人材育成に努め、個々の能力の積極的活用を図り、業績を重視した人事制度を構築することにより、働きがいのある職場づくりを行っていきます。

#### (6) 組織

##### 本社

本社には、人事、コンプライアンス、経営企画等のコーポレートスタッフ部門、メール・エクスプレス等の事業部門、営業推進部門、ネットワーク部門、IT 部門、監査部門を設置します。

本社は現在の公社本社ビル（東京都千代田区）に置くこととします。

##### 支社

民営化時には、13 箇所の支社を設置することとします。支社は現在の公社の支社を利用して設置する予定です。

将来的には、支社・エリア統括支店を統合し、適切なエリア規模に支社を設置することを検討しています。

#### 機能センター

現在公社は郵便関係の機能センター（「国際郵便決済センター」（1箇所）、「郵便輸送センター」（2箇所）、「法人営業推進本部」（2箇所から7箇所に増加予定）、「物流センター」（4箇所））を有していますが、機能センターについては、郵便事業株式会社が承継し、同様の事務を行います。

また、現在、公社では「サービス相談センター」（1箇所）によりお客様からの苦情等に対応していますが、この事務を承継し、実施します。なお、サービス相談センターは、現在、公社の3事業の総合窓口として、貯金、保険についてそれぞれの相談窓口へ誘導する機能を有していますが、当面、郵便事業株式会社の承継するサービス相談センターがグループ会社の総合窓口の機能を果たすことを予定しています。

#### 支店

支店は1,093箇所設ける予定です。支店には、全国を70のエリアに分け、そのエリア内の管理的事務等を行うエリア統括支店（70箇所）とその他の支店（1,023箇所）があります。支店のほかに配達センター2,560箇所を置きますが、支店に属する組織となります。

現在の集配局は、その郵便関係の機能のうち、窓口カウンターに係るものを除いて郵便事業株式会社に承継され、支店又は配達センターとなります。配達センターは、窓口業務のみを行う郵便局（郵便局株式会社）に同居する場合があります。また、現在の郵便のみを取り扱う郵便専門局は、郵便事業株式会社に承継され、支店となります。

1つの建物に郵便事業株式会社の支店と郵便局（郵便局株式会社）が同居する場合がありますが、この場合には、郵便事業株式会社の支店においても大口引受け等の郵便窓口業務を引き続き行います。

（注）さらに、同じ建物に、郵便貯金銀行、郵便保険会社の直営店が配置される場合があります。

### (7) 職員

職員数の合計は、約106,800人となる見込みです。

内訳は次のとおりです。

本社 約800人

支社 約1,700人

機能センター 約200人

支店（配達センターを含む） 約104,100人

#### (8) 財務状況(公社から承継する資産、債務並びにその他の権利及び義務)

公社から承継する資産は 2 兆 5,530 億円と見込んでいます。主な資産は郵便局舎など動産不動産 1 兆 5,120 億円です。

(注)不動産については、主として郵便事業株式会社が使用すると見込まれる、郵便局舎、社宅、機能センター等を承継する見込みです。なお、日本郵政株式会社が、グループ経営上の判断から、この郵便局舎等の活用についての企画・立案を行います。

なお、郵便物の作成サービスに係る子会社(JP ビズメール社)、ロジスティクス事業に係る子会社(JP ロジサービス社)、国際物流事業に係る子会社(ANA&JP エクスプレス社)の株式を承継します。

公社から承継する負債は 2 兆 3,530 億円と見込んでいます。主な負債は退職給付引当金 1 兆 1,400 億円などです。

純資産は 2,000 億円と見込んでいますが、郵便事業株式会社は日本郵政株式会社の完全子会社であり、日本郵政株式会社は十分な純資産を有していることから、必要に応じ民営化後の増資が可能と考えています。

発行予定株式数は現時点では未定です。

なお、郵便事業株式会社の株式は、日本郵政株式会社がすべてを保有します。

#### (9) 経営見通し

郵便事業に係る収入が主な収益となります。郵便事業に係る費用の主なものは人件費、郵便局株式会社に対する委託手数料です。費用については、業務の効率化等を進めることにより削減を行うこととしています。

収益のベースとなる郵便物数の伸びについては、通常郵便物の種類ごとの平均伸び率、また、小包物数については、平均伸び率及び市場におけるシェアの増加を参考に見通しを立てています。

平成 19 年(2007 年)度半期において 520 億円の純利益を、平成 23 年(2011 年)度において 530 億円の純利益を見込んでいます。

なお、経営見通しには、民営化後に提供する新規商品・サービスの提供は見込んでいません。

### 3 郵便局株式会社

#### (1) 名称(商号)

郵便局株式会社法の規定により、郵便局株式会社となります。

#### (2) 経営方針

身近な郵便局ネットワークを通じて、商品・サービスをわかりやすく提供することにより、「お客様の現在と将来のよりよい生活づくり」に貢献します。

お客様一人ひとりの立場に立って、お客様のニーズにきめ細かくお応えする商品・サービスを提供します。

社会・地域の変化に対応して、常に郵便局ネットワークの機能の向上を図り、お客様のよりよい生活の基盤をつくります。

企業ガバナンスを確立し、コンプライアンスを徹底することにより、企業としての社会的責任を果たします。

社員一人ひとりが、社会・地域の人々との交流の中で、自らの能力を磨き、成長し続けます。

#### (3) 民営化時において提供する商品・サービス(公社から引き継ぐ業務その他の機能の種類及び範囲)

民営化時において次の ~ の業務を営むこととします。

郵便窓口業務

印紙の売りさばき

ゆうパックの引受け

~ は、郵便事業株式会社の委託を受けてサービスを提供します。

住民票等の写しの交付事務等

現在、公社が地方公共団体から、法律（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律）に基づき、地方公共団体から受託している郵便局取扱事務（住民票等の写しの交付事務等）を、地方公共団体からの委託を受ける場合に行います（ワンストップサービスの実施）。

郵便貯金銀行から委託を受けて行う銀行代理店業務

現在、公社が提供している貯金、振替等の金融サービスを、郵便貯金銀行からの委託を受けて、郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理店業務として行い、引き続き金融サービスの提供を行います。

郵便保険会社から委託を受けて行う生命保険募集代理店業務

現在、公社が提供している保険サービスを、郵便保険会社からの委託を受けて、郵便保険会社を所属保険会社とする生命保険募集代理店業務として行い、引き続き保険サービスの提供を行います。

宝くじの売りさばき

原動機付自転車等責任保険（いわゆるバイク自賠責保険）の募集業務  
、については、郵便局株式会社が直接委託を受けてサービスを提供します。

国債、旅行小切手及び投資信託の販売

恩給その他の国庫金の支払い等に関する業務

年金等の取扱いに関する業務

～については、郵便貯金銀行から委託を受けて窓口サービスを提供します。なお、投資信託の販売については収益の柱の1つとして、積極的な取扱いを行うべく、民営化後、取扱郵便局の数を増加させる予定です。

～の業務は、いずれも現在公社で提供されているサービスであり、民営化以後も引き続き提供します。

新規商品・サービスの提供

現在公社で提供されている商品・サービスに加え、民営化時から、お客様のよりよい生活づくりに貢献する新たな商品・サービスを提供したいと考えています。

具体的には、自動車保険などの損害保険商品の提供や、各地の名産品を豊富なメニューの中から安心して選べる産直ギフト等のカタログ販売などを行い、お客様の現在と将来のよりよい生活づくりに貢献します。

また、都市部の郵便局等の再開発など不動産の有効活用を行うことにより、お客様の生活や地域社会をより豊かなものとするとともに、経営基盤の強化を図ります。

なお、地域貢献資金の交付を受けなければその実施が困難であること等の要件を満たす業務（地域貢献業務（郵便局株式会社法第6条））については、民営化当初は、地域貢献資金の交付を受けることは予定していません。

（参考）

郵政民営化法等の規定に基づき、郵便局株式会社が公社から引き継ぐこととされる業務その他の機能の種類及び範囲は、次のイ～チ及びこれらの業務その他の機能と併せて引き継がせることが適当と認められるものに係るものとされており、上記の商品・サービスの提供を行うことにより、適切に公社の機能が引き継がれることとなります。

イ 郵便法の規定により行う郵便の業務

ロ 郵便貯金法の規定により行う郵便貯金の業務

ハ 郵便為替法の規定により行う郵便為替の業務

ニ 郵便振替法の規定により行う郵便振替の業務

ホ 簡易生命保険法の規定により行う簡易生命保険の業務

ヘ 国の委託を受けて、印紙の売りさばきを行う業務

ト 国の委託を受けて、恩給その他の国庫金の支払を行う業務

チ 上記のほか、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第



2条第1項の規定に基づき取り扱う地方公共団体の事務を行う業務その他の郵便局の窓口で取り扱う業務

#### (4) 民営化後、新たに提供する商品・サービス

お客様のよりよい生活づくりに一層貢献するとともに、グループ会社からの受託業務を収益の中核としつつも一層の収益源の多様化を図るため、他の事業会社、金融機関との提携を含め、新たな業務の展開を図りたいと考えています。

具体的には、民営化時から提供する損害保険商品に加え、郵便保険会社以外の金融機関と提携して新たな保険商品の提供を行うことや、気軽なコミュニケーションの一助となるグリーティングカード等の店頭陳列販売、スピーディーな各種料金のお支払いが可能となるPOSシステムを利用した料金受託収納代行を行ったり、郵便局をご利用いただくお客様に対しお客様カードを発行し、ポイントサービス等を提供することなどにより、お客様の現在と将来のよりよい生活づくりに一層貢献します。

さらに、郵便局の敷地等を活用した駐車場・駐輪場の運営などを行うことにより、地域の街づくりに貢献します。

以上の商品・サービスに加え、グループ会社が民営化後に充実していく商品・サービス、グループ会社以外の他の事業会社・金融機関との提携による新たな商品・サービスなどを取り扱うことにより、お客様の幅広いニーズに応えたいと考えています。

#### (5) 経営管理等

マネジメントのトップには、川茂夫が就任する予定です。

郵便局の窓口カウンター及び渉外要員の2つのチャンネルを、お客様ニーズに適切に配分し、効率的に活用することとなります。

お客様のニーズに応え市場の評価を得て、将来にわたる健全経営を維持するため、郵便局別の損益管理を基本とした利益を生み出す経営の仕組みを構築します。

代理店ビジネスにおいて重要となるヒューマンリソースを最大限活用するため、研修制度を充実させるとともに、業務の専門性等を勘案した社員のキャリアパスを明確にすることにより、労働意欲の向上を図ります。

お客様の信頼に応え、業務品質を確保するため、内部監査態勢、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢の充実を図ります。特に、金融・保険サービスについて、郵便貯金銀行、郵便保険会社が委託者としての責任を有していますが、郵便局株式会社は、代理店として内部監査を適切に行うことが重要と考えています。

## (6) システム開発

郵便局株式会社は、当初は、郵便事業株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社からシステムの貸与を受け、業務を行いますが、お客様に対しよりきめ細かくスピーディーな商品・サービスの提供を実現するため、独自システムの開発を早急に行います。

## (7) 組織

### 本社

本社には、人事、経営企画等のコーポレートスタッフ部門、業務オペレーション、システム運用等のコーポレートサービス部門、営業部門、コンプライアンス部門、監査部門を設置します。

本社は現在の公社本社ビル（東京都千代田区）に置くこととします。

### 支社

民営化時には、支社エリア内の業務を指導・管理、サポートする 13 箇所の支社を設置します。支社は現在の公社の支社を利用して設置する予定です。

なお、中間管理機能については、お客様へのサービスの充実と効率的な事業運営の観点から、その適切なあり方を検討していきます。

### 地方監査室

郵便局に対する監査を実施するため、現在の公社の「監査室」（50 箇所）を承継し、50 箇所の地方監査室を設置することとします。

### 研修所

従業員に対する研修を実施するため、現在の公社の「職員訓練所」（11 箇所）を承継し、11 箇所の研修所を設置することとします。

なお、グループ会社が研修を行う際にこの研修所を利用することを可能とする予定です。

### 郵便局

渉外要員を配置する郵便局（約 3,600 局）、渉外要員を配置しない郵便局（約 16,600 局）簡易郵便局（約 4,400 局）を置く予定です。郵便局は合計で約 24,600 局を見込んでいます。

現在の普通郵便局（無集配局を除く）、集配特定局の一部が、渉外要員を配置する郵便局となります。集配特定局の一部及び無集配局（普通局を含む）が、渉外要員を配置しない郵便局となります。

なお、簡易郵便局は、郵便局株式会社等からの委託により、現在と同様の業務を行います。

郵便局株式会社は、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならないとされています（郵便局株式会社法第 5 条）。公社も同様に郵便局をあまねく全国に設置しなければならない責務の下に郵便局を設置し、その数は、民営化時には約 24,600 局と見込まれています。郵便専門局を

除き、これらの郵便局を郵便局株式会社の郵便局として設置します。

#### (8) 職員

職員数の合計は、約 125,800 人となる見込みです。

内訳は次のとおりです。

本社 約 800 人

支社 約 3,700 人

地方監査室 約 1,200 人

研修所 約 100 人

郵便局 約 120,000 人

なお、国債証券等募集員、保険募集員については、承継計画で定められている場合には、みなし登録を受けることとなります（郵政民営化法第 86 条、第 88 条）ので、必要な職員を定めます。

#### (9) 財務状況（公社から承継する資産、債務並びにその他の権利及び義務）

公社から承継する資産は 1 兆 5,220 億円と見込んでいます。主な資産は、郵便局舎などに係る動産不動産 9,720 億円です。

（注）公社の支社ビル、無集配局等の郵便局舎、社宅、職員訓練所等に係る動産不動産を承継する見込みですが、郵便局舎の有効活用の観点から、郵便事業株式会社が使用すると見込まれる郵便局舎を郵便局株式会社が承継することもあります。

公社から承継する負債は 1 兆 3,220 億円と見込んでいます。主な負債は退職給付引当金 1 兆 2,610 億円です。

純資産は 2,000 億円と見込んでいますが、郵便局株式会社は日本郵政株式会社の完全子会社であり、日本郵政株式会社は十分な純資産を有していることから、必要に応じ民営化後の増資が可能と考えています。

（注）上記のほか、郵便局株式会社は、郵便局窓口現金及びそれに必要な借入金を資産及び負債に計上することとなります。

発行予定株式数は現時点では未定です。なお、郵便局株式会社の株式は、日本郵政株式会社がすべてを保有します。

このほか、公社と簡易郵便局との契約を承継します。

#### (10) 経営見通し

主な収益は、郵便事業株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社からの窓口業務の受託による手数料収入となります。主な費用は人件費です。費用については、業務の効率化等を進めることにより削減を行うこととしています。

平成 19 年（2007 年）度半期において 360 億円の純利益を、平成 23 年（2011 年）度において 590 億円の純利益を見込んでいます。

窓口業務に係る受託手数料は、平成 19 年（2007 年）度半期において 6,830 億

円、平成 23 年（2011 年）度において 12,920 億円を見込んでいます。

なお、経営見直しには、民営化後に提供する新規商品・サービスの提供は見込んでいません。

## 4 郵便貯金銀行

### (1) 名称(商号)

株式会社ゆうちょ銀行とします。

(注) 郵便貯金銀行は、一般の銀行として設立されます。

### (2) 経営方針

あらゆる地域と世代のお客様一人ひとりに適した商品・サービスを便利なアクセスで提供することにより、「最も身近で信頼される金融機関」を目指します。

郵便局ネットワークを活用して、あらゆる地域と世代のお客様に、預金、送金・決済、与信、資産運用の総合的なサービスを提供します。

お客様の身近なコンサルティング・パートナーとして、お客様一人ひとりのライフスタイルに適した商品・サービスをわかりやすく提供します。

適切なりスク管理を行い、健全経営を実現します。

あらゆる地域と世代のお客様にご利用いただいていることの公共的な価値と責任を自覚し、利便性、品質と信頼性の向上に常に努めます。

### (3) 民営化時において提供する商品・サービス(公社から引き継ぐ業務その他の機能の種類及び範囲)

民営化時における業務範囲及び預金の預入限度額は、郵政民営化法等の規定により、公社の業務範囲等と同様のものとなります。このため、民営化時において、次の業務を営むこととします。

#### 預金サービス

最も基礎的な金融サービスとして、日常的な生活資金の管理等を行うための要求払い預金や資産形成手段としての定期性預金を提供します。なお、郵便貯金銀行が提供する預金には預入限度額がありますので、民営化時は新旧契約分合算で1,000万円となります。

(注) 新旧契約分とは、民営化までに預入された定期性の貯金等で機構が承継したものを旧契約分といい、郵便貯金銀行が承継した通常貯金等及び民営化後に郵便貯金銀行に預入された預金を新契約分といいます。

#### イ 要求払い預金

これまでと同様に、お客様が自由に出し入れをすることが可能で、キャッシュカード、公共料金等の自動払込み、給与預入などのサービスが利用できる通常貯金を提供します。

また、利子のつかない決済専用の預金として、決済用貯金(旧郵便振替口座)を提供します。この貯金は、預入限度額の対象から除外されますので、預入額に制限はありません。

□ 定期性預金

これまでと同様に、貯蓄性と流動性を兼ね備えた半年複利の貯蓄商品として定額貯金を提供します。

また、資金計画や生活設計等、短・中期の資金用途に合わせて預入期間を設定できる定期性の貯蓄商品として、引き続き定期貯金を提供します。

なお、民営化までに預入された定期性貯金の払戻し等の事務（旧契約に係る郵便貯金管理業務）を機構から受託します。

送金・決済サービス

イ 為替取引

郵便為替法に基づく郵便為替、郵便振替法に基づく郵便振替は廃止されますが、これに相当する銀行法の為替取引業務を行いますので、お客様は、送金・決済サービスは従来どおりご利用できます。

なお、現在郵便貯金システムは全銀システムと接続されておらず、多くの金融機関との送金・決済ができません。お客様の利便性の向上を図るため、民営化後早期に接続を実現して、他の金融機関と同様の為替取引業務を行うことができるようにする予定です。

□ 公金、国庫金の取扱い

八 年金等の支払い等

資産運用サービス

お客様のライフステージに対応した投資信託販売、国債販売など多様な資産形成のニーズに応える専門的コンサルティングサービスを提供します。

イ 投資信託の販売

□ 国債の販売

八 郵便保険会社の保険商品の販売

二 旅行小切手の販売

その他

イ 会社は、顧客の相談に応じる業務などの郵便貯金業務等に附帯する業務を行っています。郵便貯金銀行も引き続き預金業務等に付随する業務として行います。

□ 民営化後も、郵便貯金銀行の金融サービスが、全国の郵便局ネットワークを通じて提供されるよう、郵便貯金銀行は銀行代理店契約を郵便局株式会社と締結し、郵便貯金銀行の窓口・渉外業務は、旧契約に係る郵便貯金管理業務を含めて郵便局株式会社に委託しますので、郵便貯金、郵便為替、郵便振替等の公社のサービスをご利用のお客様は、引き続き、郵便局又は郵便貯金銀行の直営店で従来どおりのお取引を続けることができます。ただし、郵便貯金銀行の直営店が同じ郵便局舎内に設置される場合には、郵便貯金銀行で金融サービスが提供されますので、当該郵便局（郵便局株式会社）の窓口において郵便貯金銀行の事務は取り扱わ

れません。

郵便貯金銀行は預金保険機構に加入し、新契約分の預金は預金保険機構による保護の対象となります。

(参考)

郵政民営化法等の規定に基づき、郵便貯金銀行が公社から引き継ぐ業務その他の機能の種類及び範囲は、次のイ～ル及びこれらの業務その他の機能と併せて引き継がせることが適当と認められるものに係るものとされており、上記の商品・サービスの提供を行うことにより、適切に公社の機能が引き継がれることとなります。

- イ 郵便貯金法の規定により行う郵便貯金の業務
- ロ 郵便為替法の規定により行う郵便為替の業務
- ハ 郵便振替法の規定により行う郵便振替の業務
- ニ 国の委託を受けて、恩給その他の国庫金の支払を行う業務
- ホ 日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律第 3 条に規定する業務
- ヘ 確定拠出年金法第 2 条第 7 項に規定する確定拠出年金運営管理業(同条第 3 項に規定する個人型年金に係るものに限る。)を行う業務
- ト 日本銀行の委託を受けて、国庫金の取扱いを行う業務
- チ 国家公務員共済組合連合会の委託を受けて、国家公務員共済組合連合会が支給する年金及び一時金の支払に関する事務を行う業務
- リ 郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律第 2 条第 1 項に規定する金融機関の委託を受けて、同法第 4 条第 1 項に規定する金融機関預金受払事務を行う業務
- ヌ 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律第 3 条第 1 号に規定する証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等を行う業務
- ル その他の日本郵政公社法第 24 条第 5 項に規定する郵便貯金業務

#### (4) 民営化後、新たに提供する商品・サービス等

郵便貯金銀行が、お客様のニーズに的確に対応するとともに、安定的な収益確保による健全経営を確保し、市場の高い評価を得て、民営化の成果をより確実なものとするためには、新規業務(新規商品・サービスの提供等)を着実に提供できるようにすることが必要です。また、既存業務のみでは、郵便貯金銀行の株式の上場・処分の際して投資家から評価を得られないことも危惧されます。

このような観点から、民営化後、郵政民営化委員会における審議を経た内閣総理大臣及び総務大臣の認可等を得て、リスク管理態勢や執行体制を整備の上、経営の自由度を活かし、次の新規業務を実施したいと希望しています。

なお、新規業務の実施にあたっては、証券化手法を活用することなどにより、地域の金融機関とも連携して、地域金融の円滑化に資するような対応を検討していきます。

#### リスク管理手段・運用の自由化

リスクのヘッジ、収益の安定化を図るため、金利スワップ、金利先物等他の銀行と同様のオフバランス取引を実施することを希望しています。

また、リスク分散を図るとともに、収益源の多様化のため、市場型間接金融への対応を含めた運用対象の多様化を図ります。具体的には、シンジケートローンへの対応、株式の本体運用、信託受益権など他の銀行と同様の運用対象の自由化を希望しています。

これらの業務は、郵便貯金銀行の経営の健全性を確保するため、民営化直後からの業務開始を希望しています。

#### 新規商品・サービスの提供

お客様のニーズに対応した商品・サービスラインナップの充実を図ります。具体的には次のようなものを希望しています。

##### イ 金融機関仲介

- ・郵便保険会社が取り扱う保険商品以外の保険商品の窓販
- ・投資信託商品の多様化等の証券業務の充実
- ・そのほか他の金融機関が取り扱う金融商品の仲介

##### ロ 預金関連

- ・外貨預金
- ・流動性預金の預入限度額の廃止
- ・定期性預金の預入限度額の拡大・廃止

##### ハ ローン関連

- ・個人向け（カードローン、住宅ローン、目的別ローン等）
- ・中小企業向け（ビジネスローン等企業向け融資、ファクタリング、保証業務、手形の割引等）
- ・その他法人向け（プロジェクトファイナンス等）

##### ニ 送金・決済関連

- ・クレジットカード業務
- ・当座貸越（無担保）

##### ホ その他

- ・信託銀行業務

これらの業務のうち、個人のお客様によりよいサービスを提供するとともに、上場に向けた企業価値の向上を図る観点から必要な業務については、民営化後速やかな業務開始を希望しています。



#### (5) 経営管理等

コーポレートガバナンスを強化する観点から、委員会設置会社とし、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を設置します。

マネジメントのトップには、古川治次が就任する予定です。

銀行業の基準に準拠し、郵便貯金銀行の業務の特徴・資産や負債の特性を踏まえた適切な資金運用と収益管理態勢、リスク管理態勢を構築することにより、健全経営を実現します。

銀行業等の業務の委託にあたっては、郵便局株式会社の内部管理態勢のチェックを含め、銀行法等で求められる銀行代理店への指導、教育、管理を適切に行う態勢を構築します。また、全体の営業戦略のほか、郵便局株式会社に対する業務支援、自社及び郵便局株式会社に対する監査等を実施します。

郵便局株式会社のリスク管理等に対しても、委託者として、適切な責任を果たす仕組みを構築します。

お客様のニーズに的確に対応するとともに、代理店の業務の質の向上等にも資する観点から、次の理由により直営店を設けます。

- ・お客様のニーズを的確かつ迅速に把握するためには、直営店から情報を直接に吸い上げることが必要です。
- ・全国の郵便貯金銀行のお客様をカバーするためには郵便局株式会社への業務の委託は不可欠ですが、代理店の業務の質の向上のためには、自らが窓口でお客様に接し、有人窓口のコスト、パフォーマンスに関する情報を保有することが必要です。
- ・新規商品・サービスを、スピーディーに実施するためには、より専門的なスタッフのそろった直営店が必要です。

直営店を有することによって、商品・サービスの改善に資し、郵便局株式会社も代理店業務において競争力を得ることができるほか、自らが新規商品・サービスを実施することによって得られたノウハウを郵便局株式会社への業務の委託にも活かすことができ、郵便貯金銀行及び郵便局株式会社双方の競争力を高めることができると考えています。

このほか、インターネット等を利用したダイレクトチャネルを充実させていく予定です。

なお、敵対的買収に対する防衛策については、他の民間会社における検討・導入状況を踏まえ、適切な措置を定款において規定する予定です。

また、株式上場により、自社の外部評価をすばやく把握し経営の健全性をチェックできるようになることから、早期の株式上場に向けて、経営体制、業務体制等の整備を進めます。

## (6)組織

### 本社（本店）

本社には、人事、広報、経営企画等のコーポレートスタッフ部門、業務オペレーション、システム運用等のコーポレートサービス部門、営業部門、市場部門、コンプライアンス部門、監査部門を設置します。

本社は現在の公社本社ビル（東京都千代田区）に置くこととしています。ただし、銀行法上の本店は別に置くこととします。

### 直営店

民営化時には、窓口事務や渉外事務を行う 233 箇所の直営店を設けます。

直営店は、現在の都市部の普通局を中心に、既存の郵便局舎の一部を利用して店舗を設けることを予定しています。

支社組織は設けませんが、郵便局株式会社の支社に対応し、業務を適切にサポートする観点から、13 箇所の直営店を統括店と位置づけます。

### 地域センター

郵便局（銀行代理店）に対する指導・モニタリング・監督拠点として、都道府県に 1 箇所（北海道は 3 箇所）、合計 49 箇所の地域センターを設置します。現在ある公社の 49 箇所の「郵便貯金地域センター」が地域センターとなる予定です。

### 事務センター

口座の管理、経理等の事務を行う事務センターとして、11 箇所の貯金事務センター及び 2 箇所の貯金事務計算センターを設置します。現在ある公社の「貯金事務センター」「貯金事務計算センター」が事務センターとなる予定です。

### 代理店

郵政民営化法第 8 章第 3 節の特例の適用を受ける間は、業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するための基盤となる銀行代理業者への継続的な業務の委託が銀行業の免許を付与する条件とされ、基本計画においては郵便局株式会社に対し業務を委託することが義務づけられています。

郵便局株式会社との代理店の業務の委託契約については、預金残高に応じた委託手数料やインセンティブを導入するなど、適切な委託契約内容とする予定です。

## (7)職員

職員数の合計は、約 11,400 人となる見込みです。

内訳は次のとおりです。

本社 約 800 人

直営店 約 5,800 人

地域センター 約 1,200 人

事務センター 約 3,600 人

(8) 財務状況(公社から承継する資産、債務並びにその他の権利及び義務)

公社から承継する資産は 226 兆 9,910 億円と見込んでいます。主な資産は有価証券 173 兆 5,980 億円です。

(注)不動産については、事務センター等を承継する見込みです。

公社から承継する負債は 220 兆 1,910 億円と見込んでいます。主な負債は郵便貯金に係る負債 187 兆 3,100 億円です。このうち、機構から預入を受ける特別預金は 137 兆 6,280 億円、郵便貯金銀行の預金となる通常郵便貯金は 49 兆 6,820 億円の見込みです。

純資産は銀行業として適切な金額となるよう定めませんが、現時点では 6 兆 8,000 億円を見込んでいます。

発行予定株式数は現時点では未定ですが、将来の株式上場、処分を円滑に行う必要性等を考慮し、承継する資産等についてより具体的な決定を行った後に定めることとします。

(9) 経営見通し

主な収益は資金運用収入となります。主な費用は、資金調達費用、郵便局株式会社に支払う委託手数料、郵政民営化法第 122 条の規定により交付すべきとされる日本郵政株式会社に対する金銭、預金保険料などです。共通事務等については日本郵政株式会社に業務の委託を行いますので、委託手数料が必要となっています。なお、費用については、業務の効率化を進めることにより削減を行うこととしています。

平成 19 年(2007 年)度半期において 1,820 億円の純利益を、平成 23 年(2011 年)度において 4,880 億円の純利益を見込んでいます。

新旧契約分を合わせた資金量は、民営化時(平成 18 年 9 月末残高)は、188 兆円と、平成 23 年度(年度末残高)は 161.4 兆円と見込んでいます。

この経営見通しは、金利が変動しない前提で作成しています。また、新規業務は見込んでいません。

なお、金利が上昇した場合には純利益が大きく減少することが見込まれます。仮に 10 年国債金利が 5 年間で 4%まで上昇した場合には、純利益は、平成 19 年(2007 年)度半期 1,700 億円、平成 23 年(2011 年)度 590 億円に減少する見込みです。

このような懸念に対応し、健全経営を確保していくためには、リスク管理、収益管理を適切に行えるよう、調達面で預金金利等の適切な設定を行うとともに、運用面でもリスク管理手段の整備と運用の自由化が必須のものとなり、さらには新規商品・サービスの提供等業務の多様化を実現していく必要があります。

## 5 郵便保険会社

### (1) 名称(商号)

株式会社かんぽ生命保険とします。

(注) 郵便保険会社は、一般の生命保険会社として設立されます。

### (2) 経営方針

あらゆる地域と世代のお客様に生涯にわたる安心を提供することにより、「お客様に最も身近で、最も信頼される保険会社」を目指します。

郵便局ネットワークを活用して、より多くのお客様に生命保険サービスをわかりやすく簡易な方法で提供します。

お客様の真の声をよく聴き、魅力ある商品の提供、お客様の立場に立ったコンサルティング、迅速かつ確実な支払い等により、一人ひとりのお客様のニーズに合致した最高の安心・満足を提供します。

効率的な事業運営、適切なリスク管理により、健全な経営を実現します。

すべての社員が事業の社会的使命に誇りを持ってお客様サービスの改善、業務の改革に果敢に取り組む活力ある企業風土を築きます。

### (3) 民営化時において提供する商品・サービス(公社から引き継ぐ業務その他の機能の種類及び範囲)

民営化時における業務範囲及び保険金額は、郵政民営化法等の規定により、公社の業務範囲等と同様のものとなります。このため、民営化時においては、保険金額について新旧契約分を合算して、原則 1,000 万円とする無診査保険及び特約を提供します。

(注) 新旧契約分とは、民営化までに契約された簡易生命保険契約であって機構が承継したものを旧契約分といい、民営化後に契約された保険契約を新契約分といいます。

具体的な商品は、養老保険、終身保険、定期保険、学資保険、年金保険、災害関係特約、入院関係特約などを提供します。

販売チャネル面では、多様化するマーケットニーズに的確に対応できるよう、チャネル特性を活かした販売チャネルの構築を目指します。具体的には、個人・住域マーケットには、これまでの郵便局ブランドとして築いてきた顧客基盤を最大限活用するため、代理店である郵便局チャネルを通じて、一人ひとりのお客様のライフサイクルに適した商品・サービスを提供します。また、法人・職域マーケットに対応するため、郵便保険会社の直轄チャネルとして直営店を設置し、直営店に配置する営業職員を通じて、法人・職域マーケットの保険ニーズに合致した商品・サービスを提供します。

民営化後も、郵便保険会社の保険サービスが、全国の郵便局ネットワークを

通じて提供されるよう、郵便保険会社は生命保険募集代理店契約を郵便局株式会社と締結するとともに、保険料の収納や保険金等の支払事務など、郵便保険会社の窓口・渉外業務についても、旧契約に係る簡易生命保険管理業務を含めて郵便局株式会社に委託しますので、簡易保険のサービスをご利用のお客様は、引き続き、郵便局又は郵便保険会社の直営店で従来どおりのお取引を続けることができます。なお、郵便保険会社の直営店が同じ郵便局舎内に設置される場合であっても、当該郵便局（郵便局株式会社）の窓口において郵便保険会社の事務は取り扱われます。

郵便保険会社は生命保険契約者保護機構に加入し、民営化後契約された保険契約は生命保険契約者保護機構による補償の対象となります。

（参考）

郵政民営化法等の規定に基づき、郵便保険会社が公社から引き継ぐ業務その他の機能の種類及び範囲は、簡易生命保険の業務に係る機能であり、上記の商品・サービスの提供を行うことにより、適切に公社の機能が引き継がれることとなります。

#### （4）民営化後、新たに提供する商品・サービス等

少子・高齢化の進展、総人口の減少等を背景に、死亡保障から医療保障・年金などの生存保障（長生きリスクの保障）へお客様のニーズの中心が転換するなど、生命保険に対するニーズは多様化・高度化しています。郵便保険会社が、多様化するお客様のニーズに的確に対応することにより、市場の高い評価を得て民営化の成果をより確実なものとするためには、新規業務（新規商品・サービスの提供等）を着実に提供できるようにすることが必要です。また、既存業務のみでは、郵便保険会社の株式の上場・処分の際に投資家から評価を得られないことも危惧されます。

このような観点から、民営化後、郵政民営化委員会における審議を経た内閣総理大臣及び総務大臣の認可等を得て、リスク管理態勢や執行体制を整備の上、経営の自由度を活かし、次の新規業務を実施したいと希望しています。

##### 運用対象の多様化

郵便保険会社は生命保険業を営むことから、予定利率を上回る運用利回りを中長期的に安定的に確保していく必要があります。そのため、適切な ALM の下で、収益向上の観点から、市場リスクや信用リスクといった各種リスクについて内部留保の範囲内でリスクテイクを行うこととし、市場分析・審査体制の整備に努めつつ、信託受益権、株式の本体運用、シンジケートローン等への運用を行うなど、他の生命保険会社と同様に運用対象の自由化を希望しています。

これらの業務については、郵便保険会社の収益力の強化を図るとともに、ポートフォリオの改善を行うため、民営化直後からの業務開始を希望してい

ます。

新規商品・サービスの提供

お客様のニーズに対応した商品・サービスラインナップの充実を図ります。当面、具体的には次のようなものを希望しています。

- イ 法人マーケット向け商品の他の保険会社からの受託販売
- ロ 既存商品・サービスの改善
  - a 入院関係特約の改善
  - b 加入後一定期間経過した場合における限度額の引き上げ
- ハ 新規商品・サービスの開発
  - a 変額年金
  - b 医療・傷害保険等の第3分野商品
  - c 限度額引き上げを前提とした有診査保険

これらの業務のうち、お客様によりよいサービスを提供するとともに、上場に向けた企業価値の向上を図る観点から、特にお客様等のニーズが高く早期に実施が可能と考えられるイ～ハ a の業務について、民営化後速やかな業務開始を希望しています。

#### (5) 経営管理等

コーポレートガバナンスを強化する観点から、郵便保険会社は委員会設置会社とし、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を設置します。

マネジメントのトップには、進藤丈介が就任する予定です。

生命保険業の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保し、顧客の保護を図るため、コンプライアンス態勢、内部管理態勢を確立します。

将来にわたって、安定的かつ確実な保険金等の支払いを行えるよう、資本の充実や内部留保の確保を図ることにより、財務基盤の安定・強化を図ります。

継続的成長に向けた収益力の向上を目指す営業戦略、マーケティング、営業推進を実施します。

郵便局株式会社に対しては、保険業法等で求められる生命保険募集代理店への指導、教育、管理を適切に行う態勢を構築します。また、郵便局株式会社に対する業務支援とともに監査等を実施します。

リスク管理態勢、コンプライアンス態勢の一層の充実を図るとともに、郵便局株式会社のリスク管理等に対しても、委託者として、適切な責任を果たす仕組みを構築します。

お客様のニーズに的確に対応するとともに、代理店の業務の質の向上等にも資する観点から、次の理由により直営店を設けます。

- ・お客様のニーズを的確かつ迅速に把握するためには、直営店から情報を直接に吸い上げることが必要です。
- ・郵便保険会社のお客様をカバーするためには郵便局株式会社への保険募集

の委託は不可欠ですが、共同募集などを通じた代理店の営業力の向上のためには、自らの営業職員がお客様に接し、顧客ニーズを把握する必要があります。

- ・これまでの個人・住域マーケットを中心とした営業から、法人・職域マーケットにも対応し、他の保険会社と競争していくためには、自らがコンサルティング能力の高い営業職員によって、法人・職域マーケットをターゲットとした営業活動を行うことが必要です。
- ・新規商品・サービスを、スピーディーに実施するためには、より専門的な営業職員が必要です。

直営店を有することによって、顧客ニーズに対応した新規商品・サービスの開発を行う上でのダイレクトなマーケット状況の情報収集や従来の郵便局チャンネルでは十分カバーしきれっていなかった法人・職域マーケットへの対応などが可能となり、これらを通じて得られたマーケティング方法や販売ノウハウを郵便局株式会社への保険募集の委託にも活かすことができ、郵便保険会社及び郵便局株式会社双方の競争力を高めることができると考えています。

このほか、将来は、保険専門代理店チャンネル、通販・インターネット等を利用したダイレクトチャンネルも充実させていく予定です。

なお、敵対的買収に対する防衛策については、他の民間会社における検討・導入状況を踏まえ、適切な措置を定款において規定する予定です。

また、株式上場により、自社の外部評価をすばやく把握し経営の健全性をチェックできるようになることから、早期の株式上場に向けて、経営体制、業務体制等の整備を進めます。

## (6)組織

### 本社

本社には、人事、広報、経営企画等のコーポレートスタッフ部門、業務オペレーション、システム運用等のコーポレートサービス部門、営業部門、資産運用部門、コンプライアンス部門、監査部門を設置します。

本社は現在の公社本社ビル（東京都千代田区）に置くこととします。

### 直営店

民営化時には、法人・職域マーケットに対する営業を行う営業職員を有し、団体契約管理等の事務、郵便局株式会社における保険募集の営業推進等を併せて行う直営店として、81箇所の支店を設置します。

直営店は、現在、簡易保険の職域部門が置かれている郵便局を中心に、原則として、既存の郵便局舎の一部を利用して店舗を設けることを予定しており、総務、職域営業、団体契約管理、代理店営業推進、業務監査などの機能を持つ予定です。

支社組織は設けませんが、直営店のうち、エリア（現在の公社の支社管轄）

内の営業戦略やコンプライアンス統括の機能を持つ 13 箇所の直営店を統括支店と位置づけます。また、エリア内の社員の採用などの一部業務については、業務効率化のため、統括支店に集約させる予定です。

また、郵便局株式会社とは本社レベルでお互い営業目標等について情報共有を図り、統括支店と郵便局株式会社の支社、直営店と郵便局とが連携して業務支援の実務を行うこととなります。

#### 事務センター

保険の引受け・支払審査事務、代理店事務のサポート、お客様相談などの事務を行う事務センターとして、5 箇所設置します。なお、現在ある公社の 5 箇所の「簡易保険事務センター」が事務センターとなる予定です。

#### コールセンター

お客様からの問い合わせ、相談などの事務を行うコールセンターとして、1 箇所設置します。現在ある公社の 1 箇所の「かんぽコールセンター」がコールセンターとなる予定です。

#### 代理店

郵政民営化法第 9 章第 3 節の特例の適用を受ける間は、業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するための基盤となる生命保険募集人への継続的な業務の委託が生命保険業の免許を付与する条件とされ、基本計画においては郵便局株式会社に対し保険募集を委託することが義務づけられています。

郵便局株式会社への業務委託に係る手数料体系については、新契約の募集等の業務に対して支払う「募集手数料」、保有契約の維持管理業務に対して支払う「維持・集金手数料」等からなる体系とし、民間事例等に準拠した適切な内容とする予定です。

なお、郵便窓口業務等受託者（簡易郵便局）については、郵便保険会社が直接保険募集の委託を行います。

### (7) 職員

職員数の合計は、約 5,400 人となる見込みです。

内訳は次のとおりです。

本社 約 700 人

直営店 約 2,200 人（うち営業職員は約 1,000 人）

事務センター・コールセンター 約 2,500 人

### (8) 財務状況（公社から承継する資産、債務並びにその他の権利及び義務）

公社から承継する資産は 114 兆 5,890 億円と見込んでいます。主な資産は有価証券 84 兆 5,830 億円です。

（注）不動産については、事務センター等を承継する見込みです。

公社から承継する負債は 113 兆 5,890 億円と見込んでいます。主な負債は機



構から出再を受ける再保険分である保険契約準備金 111 兆 6,780 億円です。

純資産は生命保険業として適切な金額となるよう定めませんが、現時点では 1 兆円を見込んでいます。

発行予定株式数は現時点では未定ですが、将来の株式上場、処分を円滑に行う必要性等を考慮し、承継する資産等についてより具体的な決定を行った後に定めることとします。

#### (9) 経営見通し

主な収益は、保険料収入となります。主な費用は、保険金等支払金、郵便局株式会社に支払う委託手数料などです。また、共通事務等について日本郵政株式会社に業務の委託を行いますので委託手数料が必要となっています。なお、費用については、事務センター業務の効率化などを進めることにより削減を行うこととしています。

平成 19 年(2007 年)度半期において 1,820 億円の経常利益を、平成 23 年(2011 年)度において 8,840 億円の経常利益を見込んでいます。なお、経常利益に価格変動準備金戻入額を加え、契約者配当準備金繰入額及び税額を差し引いた純利益は、平成 19 年度(2007 年)半期で 280 億円を、平成 23 年(2011 年)度で 1,930 億円を見込んでいます。

新旧契約分を合わせた責任準備金残高は、民営化時には 108.7 兆円ですが、平成 23 年度末には 91.5 兆円を見込んでいます。

この経営見通しは、金利が変動しない前提で作成しています。また、新規業務は見込んでいません。

なお、郵便保険会社の新契約の減少が継続する場合には、保険料収入が一層減少し、収益が悪化するおそれがあります。また、高齢化の進展等に伴い、入院保険金等の支払いが一層増大し、費用が増加するおそれがあります。このような懸念に備えるために、早期の新規商品・サービスの導入や一層の効率化などを行っていく必要があります。

## 6 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

### (1) 名称

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（以下「機構法」といいます。）の規定により、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構となります。

### (2) 目的及び公社から引き継ぐ業務その他の機能の種類及び範囲

公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することが目的とされています（機構法第3条）。

この目的を達成するため、基本計画で、次の～の業務を引き継がせ、行わせることとされています。

次のイ～への郵便貯金の管理に関する業務

イ 通常郵便貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」といいます。）附則第5条第1項第1号に掲げるものに限ります。）

ロ 積立郵便貯金

ハ 定額郵便貯金

ニ 定期郵便貯金

ホ 住宅積立郵便貯金

ヘ 教育積立郵便貯金

簡易生命保険契約の管理に関する業務

郵便為替法の規定による郵便為替の業務（軍事郵便為替及び外地郵便為替に該当する郵便為替の業務に限ります。）

郵便振替法の規定による郵便振替の業務（外地郵便振替貯金に係る郵便振替の業務に限ります。）

郵便貯金法又は簡易生命保険法の規定によりされた地方公共団体に対する貸付け及び長期運用予定額として国会の議決を経たものについての地方公共団体に対する貸付けに関する業務

郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律の規定により委託された寄附金の処理を行う業務

郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律の規定により委託された寄附金の処理を行う業務

国民生活金融公庫の委託を受けて行う国民生活金融公庫法の規定による貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務

沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて行う沖縄振興開発金融公庫法の規定による貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務

～の業務に附帯する業務

郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務については、郵便貯金銀行又は郵便保険会社に業務の一部が委託されることとなります。

### (3) 公社から承継する資産、債務並びにその他の権利及び義務

機構が公社から承継する郵便貯金に係る債務に見合う資産としては、郵政民営化法第 162 条第 3 項により、機構が郵便貯金銀行を相手方として預金（特別預金）を行うこと（郵便貯金銀行が、承継計画において定めるところに従い承継する資産をもって特別預金の預入に充てること）とされています。また、機構は、預金者に対する貸付債権及び地方公共団体に対する債権も承継し、これらに必要な資金は、郵便貯金銀行からの借入れを充てる予定です。

機構が公社から承継する旧簡易生命保険契約に基づき負う保険責任は、郵政民営化法第 162 条第 2 項により、そのすべてについて郵便保険会社との間に再保険契約を行うこと（郵便保険会社が、承継計画において定めるところに従い承継する資産をもって再保険契約の保険料の支払いに充てること）とされています。また、機構は、保険契約者に対する貸付債権及び地方公共団体等に対する債権も承継し、これらに必要な資金は、郵便保険会社からの借入れを充てる予定です。

このため、機構の負債は 164 兆 8,100 億円と見込まれます。なお、郵便保険会社に対して再保険に付した部分に相当する契約準備金 111 兆 6,780 億円については、負債から差し引いています。

資本金（政府出資金）は政府において検討が行われますので、政府との協議の後、適切な実施計画への記載を行う予定です。この骨格では、資本金及びそれに見合う資産は計上していません。

別紙1 職員の帰属

(1) 帰属基準表

郵便局		局名・課名・関係業務・内外別		帰属会社				
郵便局別	局種別			日本郵政株式会社	郵便事業株式会社	郵便局株式会社	郵便貯金銀行	郵便保険会社
普通郵便局	無集配郵便局	郵便専門局 (新東京、東京多摩、東京国際、成田国際、中部国際、新大阪、横浜郵便集中、名古屋郵便集中)						
		郵便窓口業務、貯金・保険業務のみ実施している郵便局(札幌大通、横浜中等)		当該局に郵便貯金銀行の直営店が置かれる場合				
			上記以外の場合					
	集配郵便局 (課設置局)	郵便専門局以外の局	総務関係課 (総務課、会計課、厚生課、給与課、経理課)	当該局に郵便貯金銀行及び保険会社の直営店が置かれる場合				
				当該局に郵便貯金銀行の直営店が置かれる場合				
				当該局に郵便保険会社の直営店が置かれる場合				
				- 以外の場合				
		郵便関係課	内務	当該課が窓口業務を担当することがある場合(郵便課、郵便窓口課等)				
				当該課が窓口業務を担当することがない場合(集配営業課、郵便企画課、法人郵便営業課等)				
			外務	-				
		貯金課	資金課					
			当該局に郵便貯金銀行の直営店が置かれる場合	資金拠点局				
				資金拠点局以外				
			上記以外の場合	資金拠点局				
資金拠点局以外								
貯金・保険関係課	保険課	当該局に郵便保険会社の直営店が置かれる場合						
		上記以外の場合						
職域保険課・職域サービスセンター								
貯金保険課	当該局に郵便貯金銀行の直営店が置かれる場合							
	当該局に郵便保険会社の直営店が置かれる場合、 、 以外の場合							
集配郵便局 (課未設置局)	総務関係	-						
	郵便関係	内務						
		外務						
貯金・保険関係	-							
特定郵便局	集配郵便局	内務						
		郵便外務						
		貯保外務						
	無集配郵便局	当該局に郵便貯金銀行の直営店が置かれる場合						
上記以外の場合								
管理者								
郵政短時間職員								

注1： 本表は、公社において実施中の各種効率化施策による職員の再配置や組織・局種の変更を前提として適用されます。例えば、集配拠点、郵便貯金・簡易生命保険の外務営業拠点の再編によって、当該局が 3事業窓口業務及び貯金・保険の外務営業を行うこととなる場合、3事業窓口業務のみ行うこととなる場合には、無集配郵便局の欄が適用となり、当該局に所属する職員の帰属会社は郵便局株式会社となります。

2： 本表とは別に示す「各社別就業場所別人数」のエリア内に郵便貯金銀行(または郵便保険会社)の直営店が含まれている場合には、同エリア内の総務関係・貯金関係業務(または総務関係・保険関係業務)に従事する職員が郵便貯金銀行(または郵便保険会社)を希望する場合には、本表中に郵便貯金銀行(または郵便保険会社)が帰属会社として示されている場合と同様の扱いとなります。

3： 本表中「当該局」には、郵便局スペースの狭隘等により当該局とは別の場所に直営店が設置される場合を含みます。

本社

組織名		帰属会社				
		日本郵政株式会社	郵便事業株式会社	郵便局株式会社	郵便貯金銀行	郵便保険会社
郵便事業総本部	IT本部					
	IT本部以外					
郵便貯金事業本部						
簡易保険事業本部						
情報システム本部	郵便貯金システム企画部					
	簡易保険システム担当部					
コーポレートIT部門						
関連事業部門						
上記以外の組織						
管理者						

支社

組織名等		帰属会社				
		日本郵政株式会社	郵便事業株式会社	郵便局株式会社	郵便貯金銀行	郵便保険会社
事業部	郵便事業部					
	貯金事業部					
	保険事業部					
	貯金・保険事業部(貯金事務管理室を除く)(沖縄)					
	貯金事務管理室(沖縄)					
共通部	企画部					
	人事部					
	上記以外の組織					
郵便貯金地域センター	相談係関係、営業情報企画係関係( )					
	上記以外(業務指導係関係)					
郵便貯金サービスセンター						
管理者						

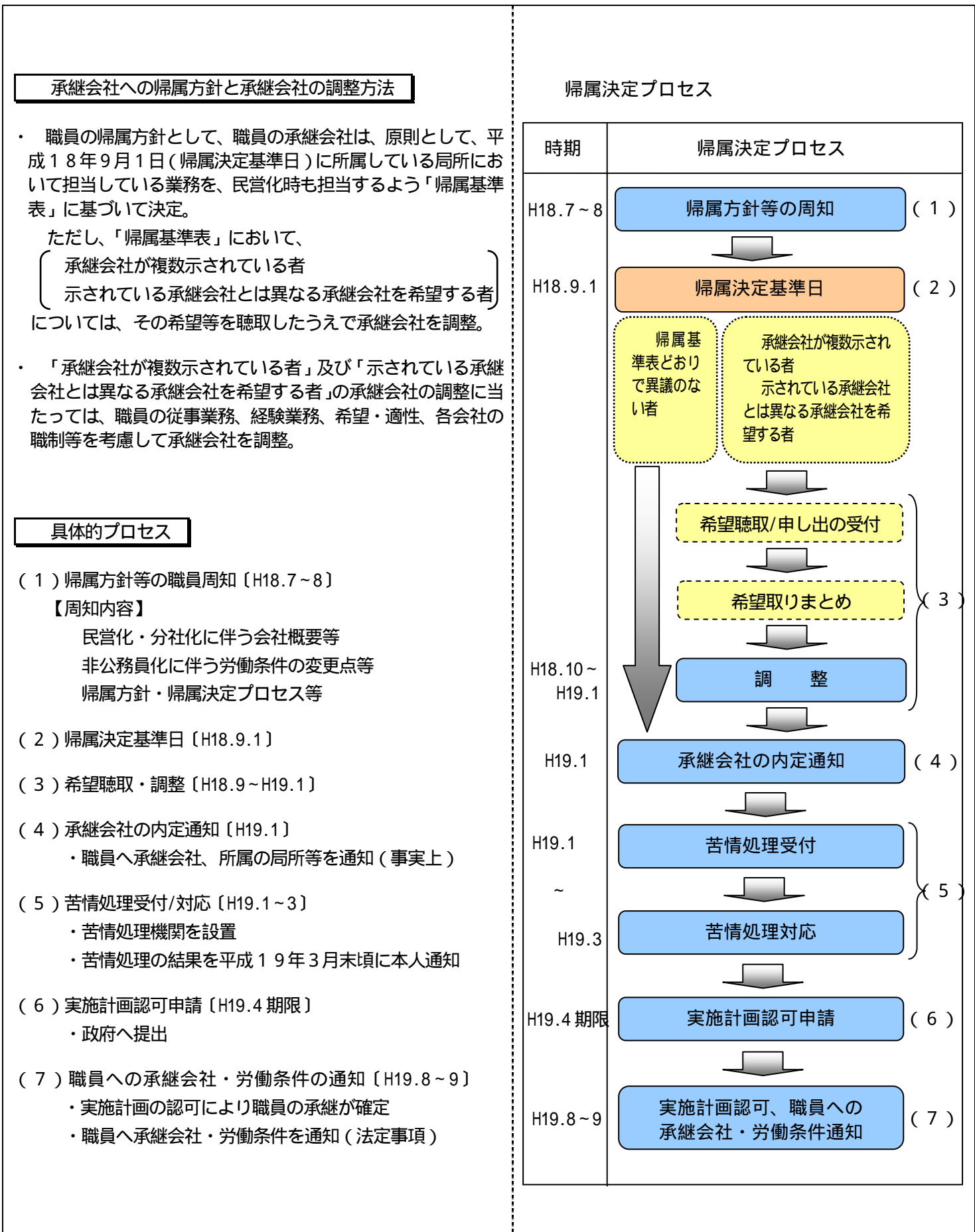
各種付属施設等

組織名等		帰属会社				
		日本郵政株式会社	郵便事業株式会社	郵便局株式会社	郵便貯金銀行	郵便保険会社
物流センター						
法人営業推進本部(郵便)						
国際郵便決済センター						
郵便輸送センター						
貯金事務センター						
貯金事務計算センター						
簡易保険事務センター						
かんぽコールセンター						
サービス相談センター						
監査室						
郵政資料館						
通信病院						
郵政健康管理センター						
健康管理室						
健康管理事務センター						
福利厚生センター	社宅係関係( )					
	上記以外(共済係・厚生係関係)					
人事・経理集約センター(仮称)						
災害補償事務センター						
ネットワークセンター	IT関係(情報システムグループ)( )					
	上記以外					
簡易保険加入者福祉施設						
加入者福祉施設統括センター						
職員訓練所	教官					
	事務管理関係					
管理者						

注1: 本表は、公社において実施中の各種効率化施策による職員の再配置や組織の変更を前提として適用されます。例えば、「各種付属施設等」中の人事・経理集約センター(仮称)については、現在の共通事務センター及び沖縄支社で行っている給与・経理関係事務を集約して平成19年10月1日に熊本に設置される予定ですが、本表は、集約の結果、同センターで勤務することとなった職員について適用されます。

2: 本表中、( )の欄は、組織が課または係等の単位で明確に区別できる場合にのみ適用します。組織が明確に区別できない場合には、「上記以外」の欄を適用し、帰属会社が複数示されているものとして扱います。

## (2) 帰属の決定過程



( 1 ) 日本郵政株式会社

本 社

取締役会

指名委員会、報酬委員会、監査委員会

監査部門

コーポレートスタッフ部門

共通事務部門

事業運営部門

( 約 600 人 )

共通事務施設

人事・経理集約センター (1箇所)

健康管理事務センター (1箇所)

災害補償事務センター (1箇所)

健康管理施設 (47箇所)

施設サービスセンター (7箇所)

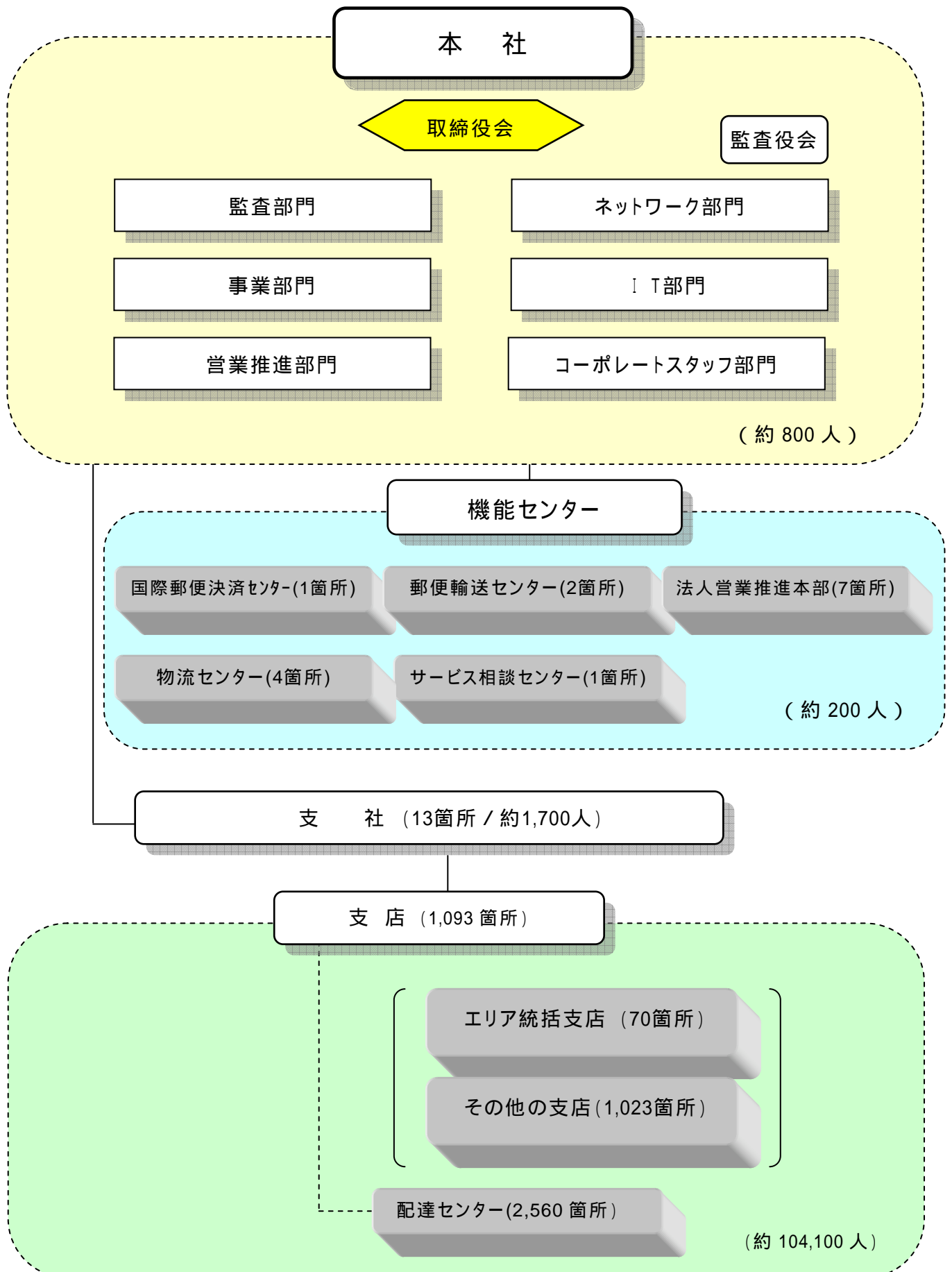
( 約 700 人 )

病 院 (14 箇所 / 約 1,600 人)

宿泊施設 (82 箇所 / 約 900 人)

( 2 ) 郵便事業株式会社

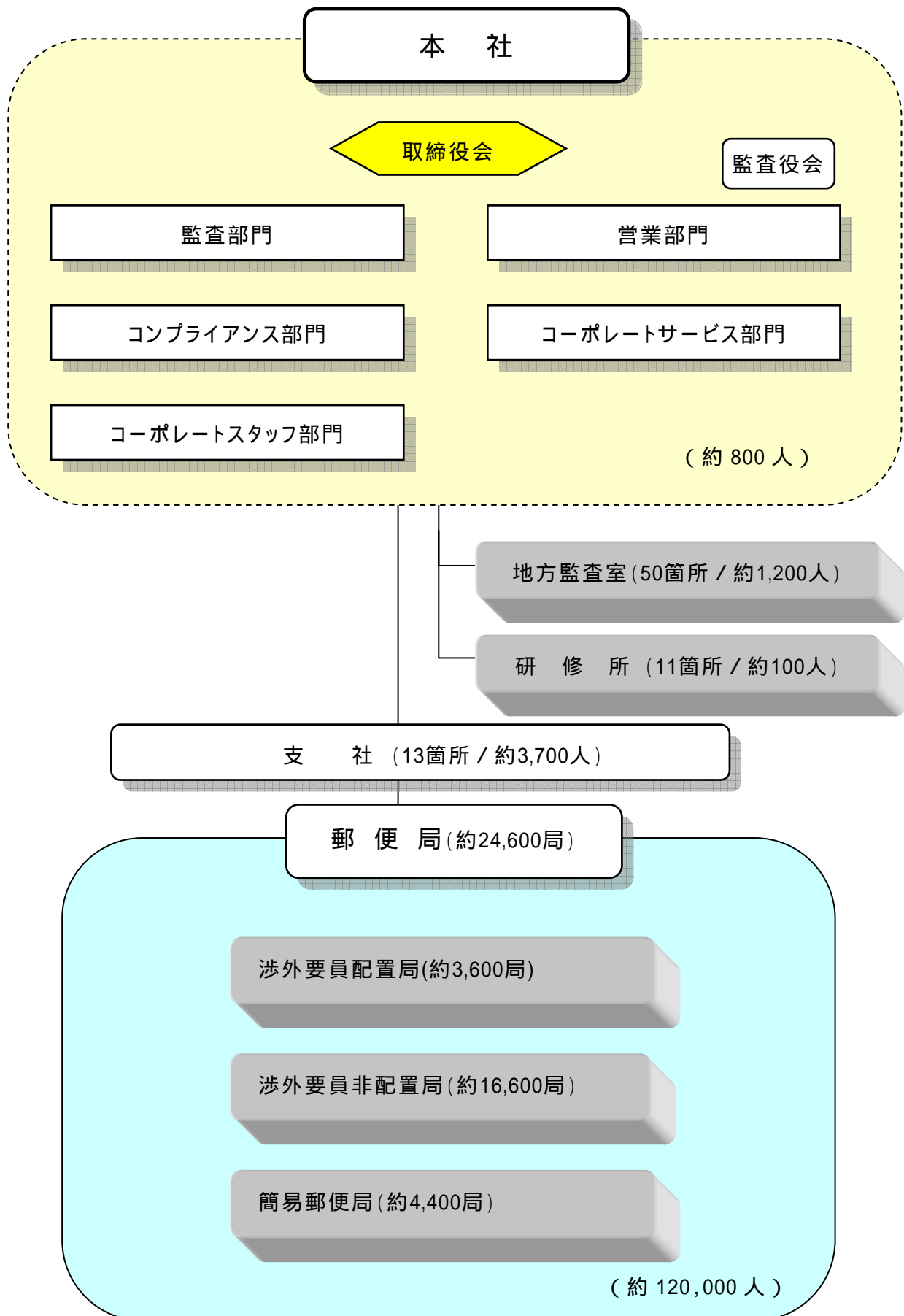
社員総数  
約 106,800 人





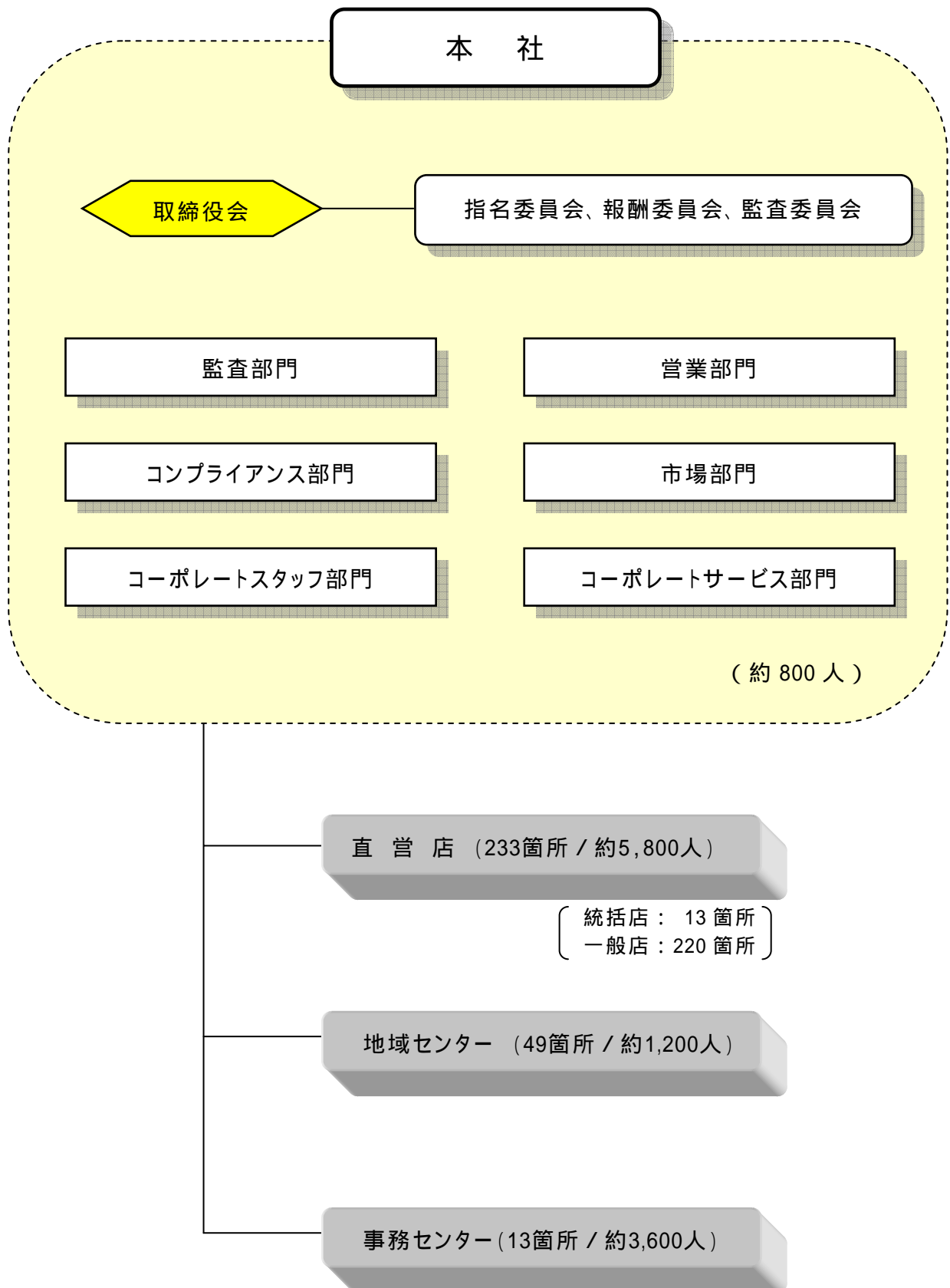
( 3 ) 郵便局株式会社

社員総数  
約 125,800 人



( 4 ) 郵便貯金銀行

社員総数  
約 11,400 人



## 直営店一覽

都道府県名	局所名
北海道	北海道庁赤れんが前 札幌館北 帯広中央 青森中央
岩手	盛岡中央
宮城	仙台中央 仙台中
秋田	秋田旧J C
山形	山形中央
福島	福島中央 郡山旧J C いわき
茨城	水戸中央 日立学園
栃木	宇都宮中央 小山
群馬	小橋中央 高崎
埼玉	さいたま中央 与野中 浦大川 熊川所部 春日深上 草越朝桶 久本北
千葉	若葉川 美花市船松佐習柏市流八浦鶴見 横濱南金沢 横濱金沢 横濱塚 都青葉土南旭 保港北濱谷 港北濱谷 横濱旭 緑川泉中央 横原前津戸 平須賀 大塚船 小田原
神奈川	横濱中央 横濱南金沢 横濱金沢 横濱塚 都青葉土南旭 保港北濱谷 港北濱谷 横濱旭 緑川泉中央 横原前津戸 平須賀 大塚船 小田原

都道府県名	局所名
(神奈川)	茅ヶ崎 本厚木和 厚大座間 府中央 東京橋 芝 赤新牛小荒 浅草東川田 品川調布 田園調布 目黒田谷 世田谷 成城 代々木 代々木南 杉並 荻窪 豊島 板橋 練馬 葛飾 八王子 武蔵野 三浦 調布 小金井 小平 多摩 長野中央 松本 飯田
山梨	中央
東京	中央
長野	中央
新潟	中央 新潟 長岡
石川	金沢中央
富山	富山中央
福井	福井中央
岐阜	岐阜中央 岐阜
静岡	静岡中央 清水 浜松 沼津 吉原
愛知	名古屋中央 名古屋駅前分室 名古屋中央 名古屋駅前分室 山崎 種川 中豊岡 一宮 刈安小牧

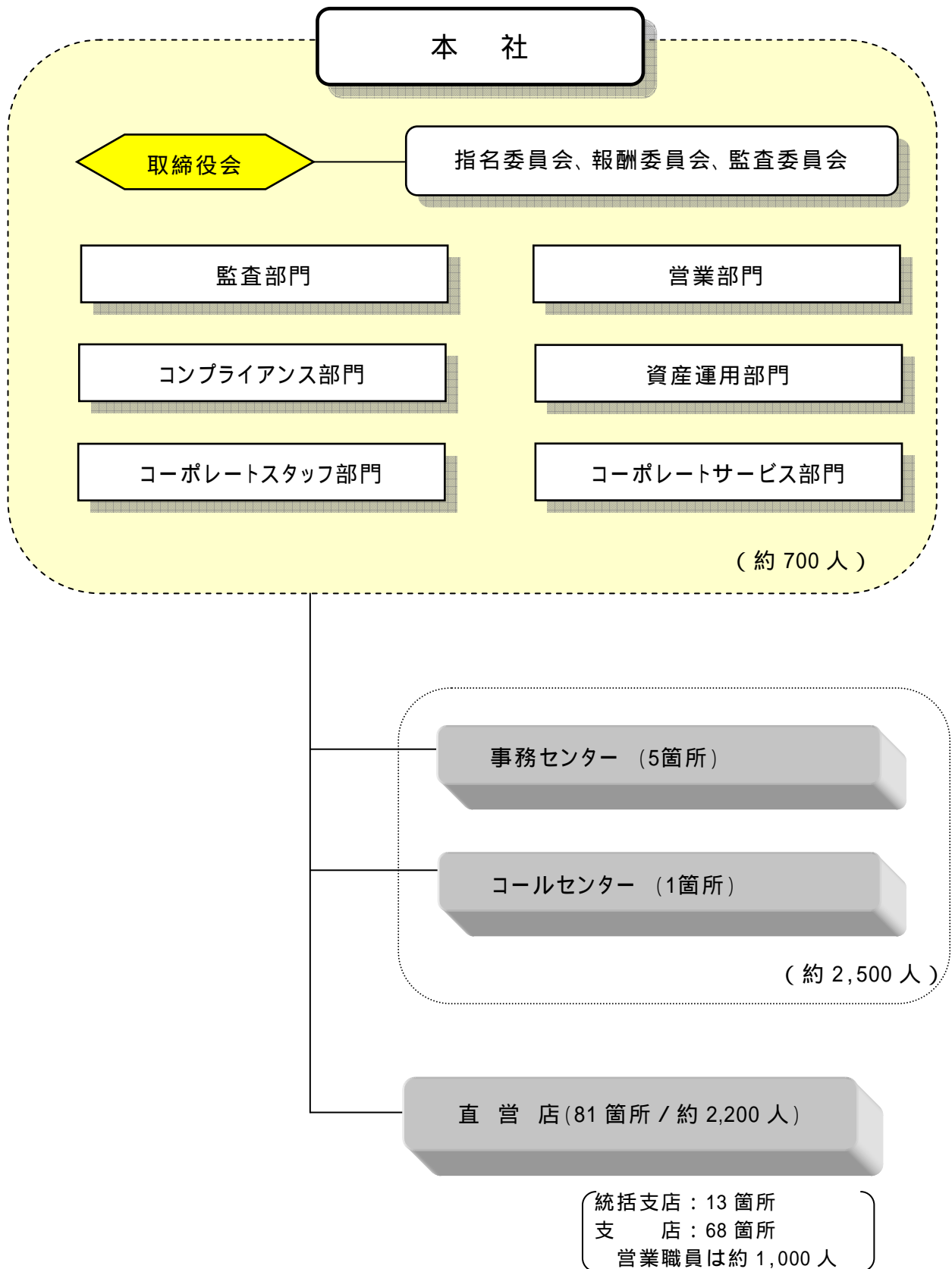
都道府県名	局所名
三重	四日市 大阪中央
滋賀	大津中央
京都	京都中央 京北 京左 伏見 淀川 天王寺 阿倍野 大生野 大田東 住大東 岸吉 岸和田 豊池 吹田 高槻 守口 枚方 茨木 八尾 寝屋川 松原 藤井寺 布衣西
大阪	淀川 天王寺 阿倍野 大生野 大田東 住大東 岸吉 岸和田 豊池 吹田 高槻 守口 枚方 茨木 八尾 寝屋川 松原 藤井寺 布衣西
奈良	奈良西
兵庫	東灘 兵庫北 須磨 垂水 神戶路 姫崎北 尼西 明石 西宮 伊丹 宝塚 伊川
和歌山	和歌山中央
鳥取	鳥取中央
島根	松江中央
岡山	岡山中央 倉敷
広島	広島中央 呉 福山
山口	山口中央 下関
徳島	徳島中央
香川	高松中央 丸亀
愛媛	松山中央 今治
高知	高知中央
福岡	北九州中央 福岡東 福岡多留 博多 久留米 福岡中央 福岡東 福岡多留 博多 久留米
佐賀	佐賀中央
長崎	長崎中央 佐世保
熊本	熊本中央 八代
大分	大分中央 別府
宮崎	宮崎中央
鹿児島	鹿児島東
沖縄	美栄橋

(合計 233 箇所)

- (注) ・局所名及び店舗数は現在検討中のものであり、今後変更する場合があります。  
 ・原則として、現在ある郵便局等に設置する予定ですが、スペース等の都合により、隣接地等、その他の場所に置くことがあります。  
 ・旧J Cとは、旧貯金事務センターのことです。  
 ・は統括店を予定している局です。

( 5 ) 郵便保険会社

社員総数  
約 5,400 人



直営店一覧

都道府県	局所名
北海道	札幌中央 旭川中央 函館中央 帯広
青森	青森中央
岩手	盛岡中央
宮城	仙台中央
秋田	秋田中央
山形	山形中央
福島	福島中央
茨城	水戸中央 土浦
栃木	宇都宮中央
群馬	前橋中央
埼玉	さいたま中央 熊谷 川越西
千葉	若葉 柏 市川
神奈川	横浜中央 川崎中央 橋本 藤沢
山梨	甲府中央
東京	東京中央 麻布 目黒 豊島 京橋 上野 深川 葛飾 新宿 渋谷 武蔵野 八王子
新潟	新潟中央 長岡
長野	長野中央 松本
富山	富山中央 高岡
石川	金沢中央
福井	福井中央

都道府県	局所名
岐阜	岐阜中央
静岡	浜松西 静岡中央
愛知	名古屋中央 一宮 春日井 岡崎
三重	四日市
京都	京都中央
滋賀	大津中央
大阪	大阪中央 大阪南 布施 堺
兵庫	神戸中央 姫路
鳥取	鳥取中央
島根	松江中央
岡山	岡山中央
広島	福山 広島中央
山口	防府
徳島	徳島中央
香川	高松中央
愛媛	松山中央
高知	高知中央
福岡	福岡中央 北九州中央
佐賀	佐賀中央
長崎	長崎中央 佐世保
熊本	熊本中央
大分	大分中央
宮崎	宮崎中央
鹿児島	鹿児島中央
沖縄	那覇中央

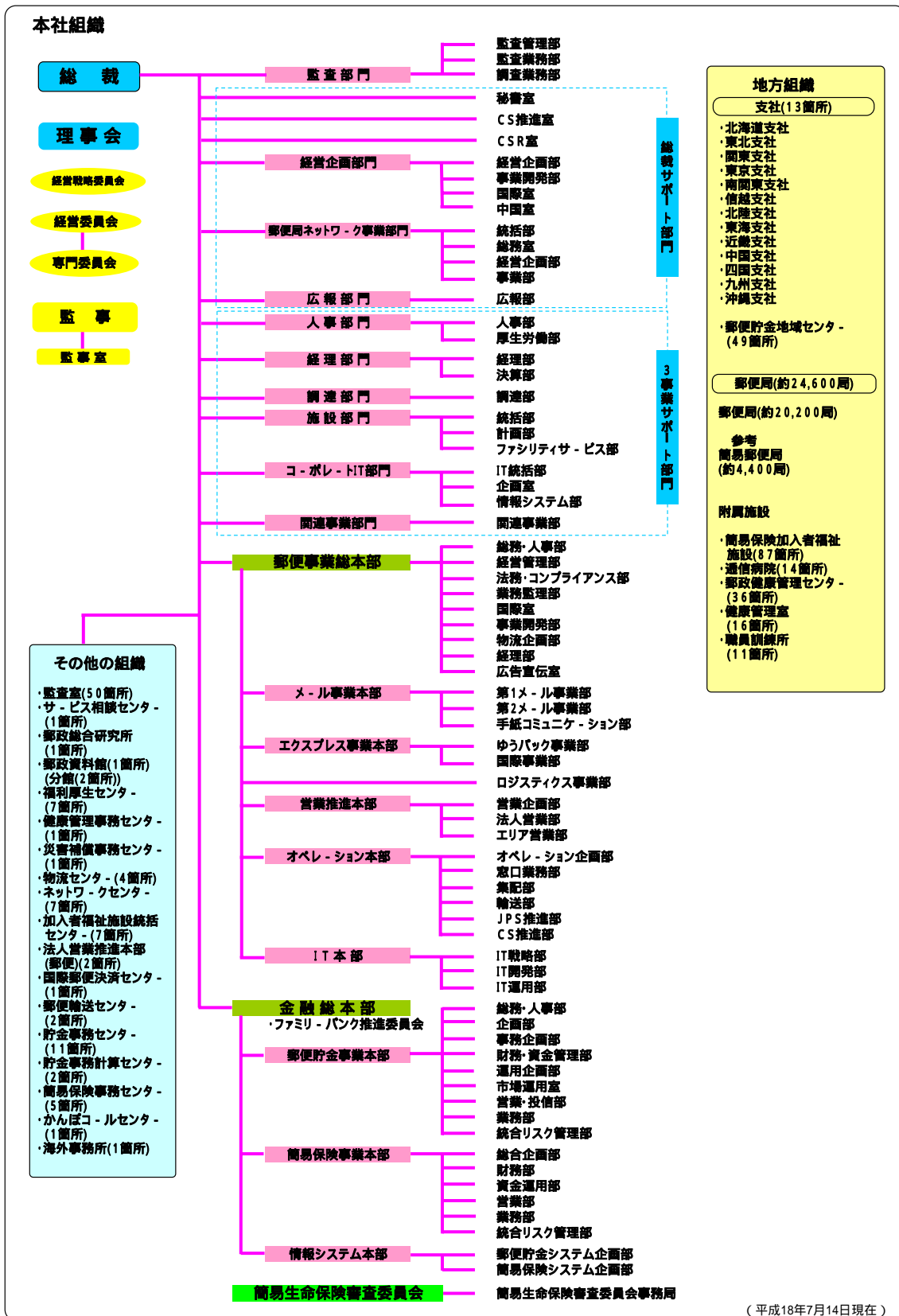
(合計 81 箇所)

- (注)・局所名及び店舗数は現在検討中のものであり、今後変更する場合があります。
- ・原則として、現在ある郵便局等に設置する予定ですが、スペース等の都合により、隣接地等、その他の場所に置くことがあります。
  - ・ は統括支店を予定している局です。

(注記)

- ・組織の名称は仮称です。
- ・承継会社の職員数は概数です。
- ・組織は民営化時におけるものであり、民営化後、組織を変更することを予定している場合があります。
- ・職員数には、非常勤職員の数を含まません。
- ・郵便局株式会社の職員数には、簡易郵便局の職員の数を含みません。
- ・承継会社の職員数の合計は約 253,200 人となり、承継会社が引き継ぐと見込まれる公社の職員数(約 252,000 人)を上回っていますが、これは、日本郵政株式会社において民営化前から勤務する職員の数(約 100 人)を含むほか、公社における内部監査態勢をさらに強化するための必要人員を見込むなど、民営化後の業務に必要な承継会社の職員数を記載しているためです。この差は、民営化後新たな職員を手当てするなど適切な時期までに解消することとなります。

(参考) 日本郵政公社の組織



別紙3 民営化時の財務状況

(1) 日本郵政株式会社

(単位：億円)

(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預金	2,710	退職給付引当金	380
有価証券	82,000	未払国庫納付金	1,280
(郵便事業会社株式	2,000)	その他負債	20
(郵便局会社株式	2,000)	負債合計	1,680
(郵便貯金銀行株式	68,000)	(純資産の部)	
(郵便保険会社株式	10,000)		
動産不動産	2,440	純資産合計	85,670
その他資産	200		
資産合計	87,350	負債・純資産合計	87,350

(2) 郵便事業株式会社

(単位：億円)

(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預金	9,060	借入金	4,160
動産不動産	15,120	退職給付引当金	11,400
その他資産	1,410	その他負債	7,970
貸倒引当金	50	負債合計	23,530
		(純資産の部)	
		純資産合計	2,000
資産合計	25,530	負債・純資産合計	25,530



### (3) 郵便局株式会社

(単位：億円)

(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預金	5,460	退職給付引当金	12,610
動産不動産	9,720	その他負債	620
その他資産	40	負債合計	13,220
		(純資産の部)	
		純資産合計	2,000
資産合計	15,220	負債・純資産合計	15,220

### (4) 郵便貯金銀行

(単位：億円)

(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預金	54,770	預金	496,820
コールローン	14,000	借入金	248,100
買現先勘定	1,600	退職給付引当金	1,150
金銭の信託	20,760	その他負債	1,455,840
有価証券	1,735,980	負債合計	2,201,910
預託金	388,590	(純資産の部)	
貸付金	43,160		
動産不動産	2,070		
その他資産	9,100		
貸倒引当金	120	純資産合計	68,000
資産合計	2,269,910	負債・純資産合計	2,269,910

(注) その他負債には、機構からの特別預金137兆6,280億円が含まれています。

### (5) 郵便保険会社

(単位：億円)

(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預金	13,660	保険契約準備金	1,116,780
コールローン	4,770	退職給付引当金	540
買入金銭債権	780	価格変動準備金	6,520
金銭の信託	64,660	その他負債	12,050
有価証券	845,830	負債合計	1,135,890
貸付金	211,920	(純資産の部)	
動産不動産	820		
その他資産	3,460		
貸倒引当金	10	純資産合計	10,000
資産合計	1,145,890	負債・純資産合計	1,145,890

### (6) 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

(単位：億円)

(資産の部)		(負債の部)	
特別預金	1,376,280	郵便貯金	1,376,280
預託金	10,670	保険契約準備金	10,670
貸付金	250,910	借入金	250,910
その他資産	10,240	その他負債	10,240
		負債合計	1,648,100
		(資本の部)	
		資本合計	-
資産合計	1,648,100	負債合計	1,648,100

(注) 郵便保険会社に対して再保険に付した部分に相当する保険契約準備金の金額は、111兆6,780億円です。

## (7) 日本郵政公社の閉鎖貸借対照表

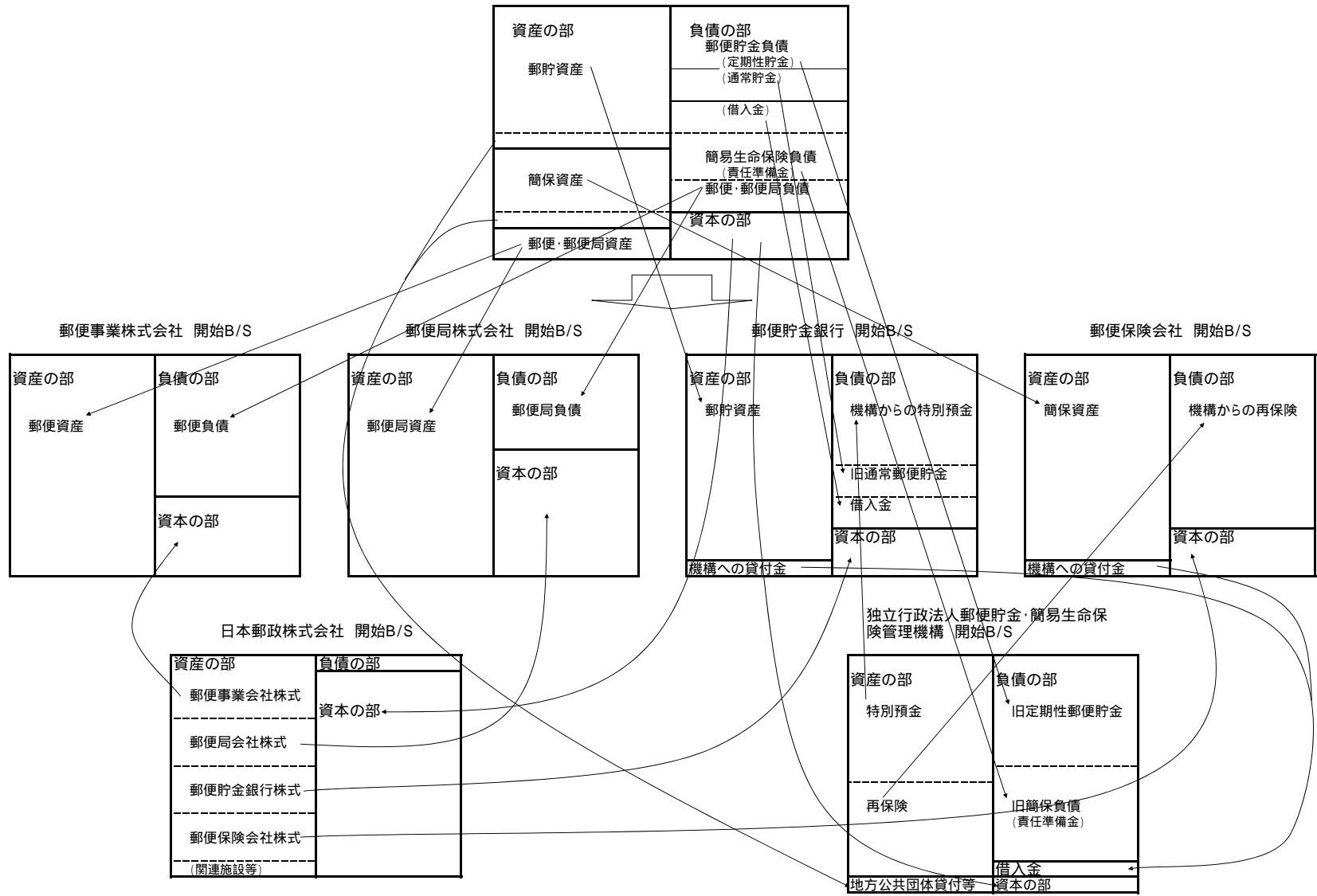
(単位：億円)

(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預金	82,650	郵便貯金	1,873,100
コールローン	18,770	保険契約準備金	1,127,450
買現先勘定	1,600	借入金	248,100
買入金銭債権	780	短期・長期資金融通	4,160
金銭の信託	85,420	その他負債	89,540
有価証券	2,581,810	退職給付引当金	26,080
預託金	388,590	価格変動準備金	6,520
貸付金	255,080	負債合計	3,374,950
動産不動産	30,170	(資本の部)	
その他資産	14,220	資本金	12,690
貸倒引当金	180	利益剰余金	56,710
		(国庫納付金	1,280)
		その他有価証券評価差額金	14,550
		資本合計	83,950
資産合計	3,458,900	負債・資本合計	3,458,900

(注記)

- ・四捨五入の結果、各数値が突合しない場合があります。
- ・承継会社等の財務状況は、民営化時の開始貸借対照表です。開始貸借対照表は、公社の閉鎖貸借対照表を基に、承継会社等の業務運営等に必要な資産、それに対応する負債、必要な純資産を振り分けることによって作成していますが、解散（民営化）時における公社の純資産の額は、今後の公社の業績、金利、株価等によって変動することとなります。この骨格においては、現時点で見込まれる公社の純資産を暫定的に振り分けており、確定的なものではありません。
- ・郵便局株式会社の貸借対照表には、上記のほか、郵便局窓口現金及びそれに必要な借入金を、資産及び負債に計上することとなります。
- ・機構には資本金及び資本金に見合う資産の承継がありますが、相対的に少額と予想され、また、現時点では資本金の額が未定であるため、計上していません。
- ・公社の閉鎖貸借対照表は、平成 18 年度 3 月期決算見込みをベースに、アクションプラン・フェーズ に基づき、作成されています。
- ・承継会社等が承継する資産等には、現在の日本郵政株式会社の純資産 3,000 億円に見合う資産等を含みます。また、公社の閉鎖貸借対照表の資本の部 83,950 億円には国庫納付金(1,280 億円)が含まれていますが、日本郵政株式会社の貸借対照表では同額が未払国庫納付金として負債の部に計上されます。したがって、公社の資本の額から国庫納付金の額を控除し、3,000 億円を加算した額が日本郵政株式会社の純資産の額となっています。

(参考) 貸借対照表の対応関係

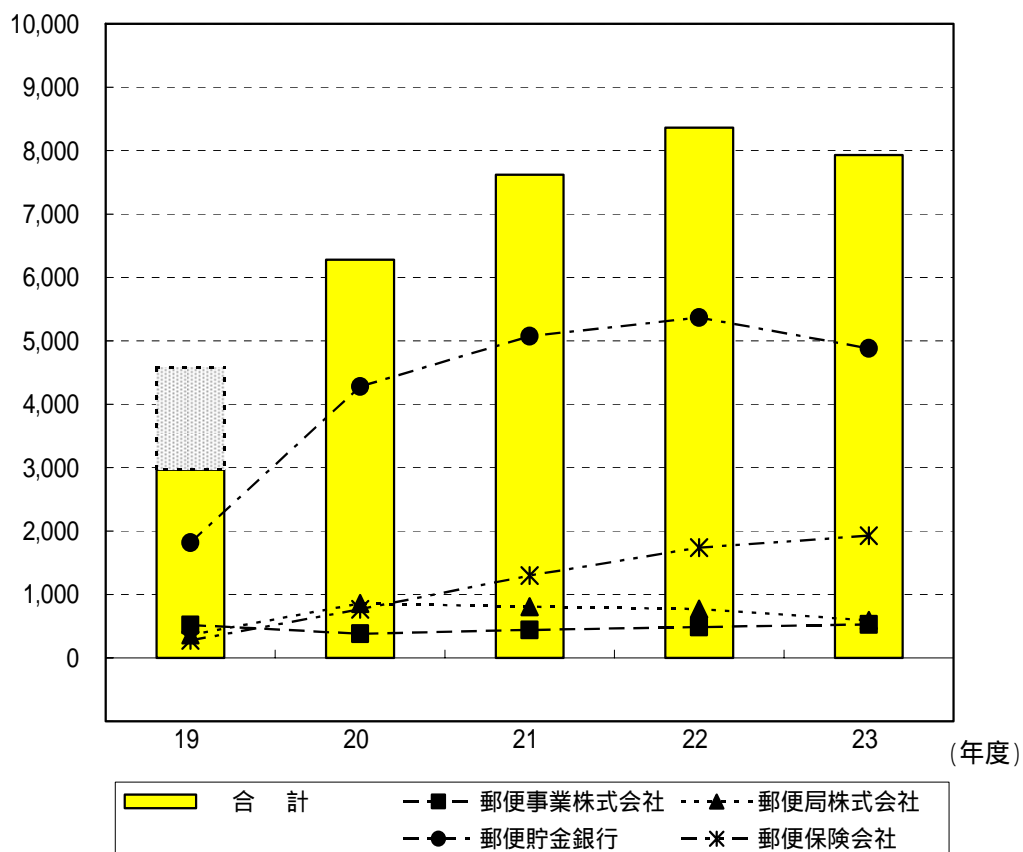


(注) 「郵政民営化時のB/S対応関係(イメージ)」基本計画より

## 別紙 4 経営見通し

### (1) 総括(承継会社の純利益)

(単位:億円)



(注)・合計には日本郵政株式会社を含みません。日本郵政株式会社の純利益は、ほとんどが子会社からの配当収入によるものです。

・平成19年度の点線部分は、平年度ベースに換算した場合のものです。

(単位:億円)

年度(平成)	19	20	21	22	23
郵便事業株式会社	520	380	440	490	530
郵便局株式会社	360	860	810	770	590
郵便貯金銀行	1,820	4,280	5,070	5,370	4,880
郵便保険会社	280	770	1,300	1,740	1,930
合計	2,970	6,280	7,620	8,360	7,930

## (2) 日本郵政株式会社

(単位：億円)

年度(平成)	19	20	21	22	23
經常収益	1,490	4,100	5,100	5,520	5,700
經常費用	1,620	3,140	2,860	2,770	2,730
經常利益	130	960	2,240	2,750	2,960
税引前利益	130	960	2,240	2,750	2,960
純利益	130	960	2,240	2,750	2,960

## (3) 郵便事業株式会社

(単位：億円)

年度(平成)	19	20	21	22	23
經常収益	10,650	19,250	19,310	19,400	19,500
經常費用	9,790	18,610	18,580	18,590	18,620
經常利益	860	630	740	810	880
税引前利益	860	630	740	810	880
純利益	520	380	440	490	530

## (4) 郵便局株式会社

(単位：億円)

年度(平成)	19	20	21	22	23
經常収益	6,960	13,870	13,690	13,500	13,190
窓口委託手数料					
(郵便)	1,240	2,330	2,300	2,280	2,260
(貯金)	3,210	6,470	6,510	6,560	6,450
(保険)	2,380	4,800	4,600	4,390	4,200
經常費用	6,360	12,440	12,340	12,220	12,200
經常利益	600	1,430	1,350	1,290	990
税引前利益	600	1,430	1,350	1,290	990
純利益	360	860	810	770	590

## (5) 郵便貯金銀行

(単位：億円)

年度(平成)	19	20	21	22	23
経常収益	13,070	25,190	24,650	24,430	23,610
経常費用	10,040	18,060	16,200	15,480	15,470
経常利益	3,030	7,130	8,450	8,950	8,140
税引前利益	3,030	7,130	8,450	8,950	8,140
純利益	1,820	4,280	5,070	5,370	4,880

(単位：兆円)

年度(平成)	民営化時	19	20	21	22	23
資金量	188.0	188.3	187.0	185.7	172.4	161.4

(金利が上昇した場合)

(単位：億円)

年度(平成)	19	20	21	22	23
経常収益	14,480	29,680	31,530	34,370	37,510
経常費用	11,640	24,950	27,640	31,550	36,540
経常利益	2,840	4,740	3,890	2,810	980
税引前利益	2,840	4,740	3,890	2,810	980
純利益	1,700	2,840	2,340	1,690	590

(単位：兆円)

年度(平成)	民営化時	19	20	21	22	23
資金量	188.0	182.0	173.2	166.9	159.3	153.5

## (6) 郵便保険会社

(単位：億円)

年度(平成)	19	20	21	22	23
経常収益	71,870	152,350	147,600	138,110	130,520
経常費用	70,050	147,710	141,080	129,870	121,680
経常利益	1,820	4,640	6,520	8,240	8,840
税引前利益	800	1,990	2,780	3,570	3,820
純利益	280	770	1,300	1,740	1,930

(単位：兆円)

年度(平成)	民営化時	19	20	21	22	23
責任準備金残高	108.7	107.4	103.2	98.9	95.1	91.5



(注記)

- ・ 四捨五入の結果、各数値が突合しない場合があります。
- ・ 平成 19 年度は、平成 19 年 10 月から平成 20 年 3 月までの 6 か月間です。
- ・ 経営見通しは、公社から引き継ぐ機能に係る業務について、一定の条件の基に作成したものです。
- ・ 経営見通しは、民営化時から行われる既存の業務に関するもので、新規業務については計上していません。
- ・ 日本郵政株式会社の純利益の計算においては、子会社からの配当収入は益金に算入されません。
- ・ 郵便貯金銀行の資金量及び郵便保険会社の責任準備金残高は、民営化時（平成 19 年 9 月 30 日）及び各年度末における数値です。

# 「実施計画の骨格」の大要（承継会社の概要）

## 日本郵政株式会社

<b>1 グループ経営理念</b>	これまで公の機関として培った安心、信頼を礎として、民間企業としての創造性、効率性を最大限発揮し、お客様の期待に応えお客様の満足を高めお客様とともに成長します。経営の透明性を自ら求め、規律を守り、社会と地域の発展に貢献します。		
<b>2 役割等</b>	<p>民営化時、4会社（郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社）のすべての株式を保有し、持株会社としての役割を果たします。主な役割は、次のとおりです。</p> <p>・コーポレートセンター機能・監査機能 ・グループ内共通事務の受託 ・病院の運営 ・宿泊施設の譲渡・廃止(それまでの間の運営) 等</p> <p>郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式については、遅くとも民営化後4年目の上場を目指し、5年間で処分する方針です。</p> <p>自社の株式の早期上場が可能となるよう、グループの経営体制、業務体制等の整備を進めます。</p>		
<b>3 組織・職員</b>	本社、共通事務施設、病院（14） 宿泊施設（82）	社員総数：約3,800人	グループ全体の社員総数：約253,200人
<b>4 資産等</b>	資産：8兆7,350億円（子会社株式：8兆2,000億円等）	純資産：8兆5,670億円	
<b>5 経営見通し</b>	純利益：960億円（20年度） 2,960億円（23年度）		

## 郵便事業株式会社

<b>1 経営方針</b>	郵便のユニバーサルサービスを維持しつつ、人々が安心できるコミュニケーション、確実、迅速な物流機能を提供することにより、「人、企業、社会を真心で結ぶネットワーク」を創出します。
<b>2 提供する商品・サービス</b>	<p>公社と同様の商品・サービスを提供します。</p> <p>・郵便の業務等</p> <p>・国内物流事業</p> <p>・国際物流事業 等</p> <p>郵便の業務等の窓口業務は郵便局株式会社に委託するほか、自らの支店でも行います。</p> <p>国内物流分野におけるロジスティクス事業の展開、国際エクスプレス事業、国際ロジスティクス事業等の開始に向け検討していきます。</p>
<b>3 組織・職員</b>	<p>本社、支社（13） 郵便輸送センター（2） 支店（1,093） 等</p> <p>社員総数：約106,800人</p>
<b>4 資産等</b>	<p>資産：2兆5,530億円</p> <p>純資産：2,000億円</p>
<b>5 経営見通し</b>	<p>純利益：380億円（20年度）</p> <p>530億円（23年度）</p>

## 郵便局株式会社

<b>1 経営方針</b>	身近な郵便局ネットワークを通じて、商品・サービスをわかりやすく提供することにより、「お客様の現在と将来のよりよい生活づくり」に貢献します。
<b>2 提供する商品・サービス</b>	<p>公社と同様の商品・サービスを提供します。</p> <p>・郵便の業務等の窓口業務</p> <p>・住民票の写しの交付事務等</p> <p>・銀行代理店業務</p> <p>・生命保険募集代理店業務 等</p> <p>郵便の業務等の窓口業務は郵便事業会社、銀行代理店業務は郵便貯金銀行、生命保険募集代理店業務は郵便保険会社から受託します。</p> <p>損害保険商品の提供、カタログ販売、不動産事業を行います。</p> <p>郵便保険会社以外の保険商品の販売、店頭陳列販売、料金受託収納代行等についても開始に向け検討していきます。</p>
<b>3 組織・職員</b>	<p>本社、支社（13） 郵便局（約24,600） 等</p> <p>社員総数：約125,800人</p>
<b>4 資産等</b>	<p>資産：1兆5,220億円</p> <p>純資産：2,000億円</p>
<b>5 経営見通し</b>	<p>純利益：860億円（20年度）</p> <p>590億円（23年度）</p>

## 株式会社ゆうちょ銀行

<b>1 経営方針</b>	あらゆる地域と世代のお客様一人ひとりに適した商品・サービスを便利なアクセスで提供することにより、「最も身近で信頼される金融機関」を目指します。
<b>2 提供する商品・サービス等</b>	<p>公社と同様の商品・サービスを提供します。</p> <p>・預金サービス（新旧契約分を合算して1,000万円）</p> <p>・送金・決済サービス（為替取引等）</p> <p>・資産運用サービス（投資信託の販売、国債の販売等）等</p> <p>旧契約に係る郵便貯金管理業務を行います。</p> <p>銀行代理店契約を郵便局株式会社と締結し、全国の郵便局ネットワークを通じて金融サービスを提供します。</p> <p>リスク管理手段・運用の自由化について民営化直後の業務開始を希望しています。</p> <p>新規商品・サービスの提供について検討していきます。個人のお客様によりよいサービスを提供する等の観点から必要な業務については、民営化後速やかな業務開始を希望しています。</p> <p>新規業務の実施にあたっては、地域の金融機関とも連携して地域金融の円滑化に資するような対応を検討していきます。</p>
<b>3 組織・職員</b>	<p>本社、事務センター（13） 直営店（233） 等</p> <p>社員総数：約11,400人</p>
<b>4 資産等</b>	<p>資産：226兆9,910億円</p> <p>機構から預入を受ける特別預金：137兆6,280億円</p> <p>純資産：6兆8,000億円</p>
<b>5 経営見通し</b>	<p>純利益：4,280億円（20年度）</p> <p>4,880億円（23年度）</p> <p>資金量：188.0兆円（民営化時）</p> <p>161.4兆円（23年度末）</p>

## 株式会社かんぽ生命保険

<b>1 経営方針</b>	あらゆる地域と世代のお客様に生涯にわたる安心を提供することにより、「お客様に最も身近で、最も信頼される保険会社」を目指します。
<b>2 提供する商品・サービス等</b>	<p>公社と同様の保険商品・サービス（養老保険、終身保険、定期保険、学資保険、年金保険、災害関係特約、入院関係特約等）を提供します（保険金額は新旧契約分を合算して原則1,000万円）。</p> <p>旧契約に係る簡易生命保険管理業務を行います。</p> <p>生命保険募集代理店契約を郵便局株式会社と締結し、全国の郵便局ネットワークを通じて保険サービスを提供します。</p> <p>リスク管理手段・運用の自由化について民営化直後の業務開始を希望しています。</p> <p>新規商品・サービスの提供について検討していきます。お客様によりよいサービスを提供する等の観点から、特にお客様等のニーズが高く早期に実施が可能と考えられる業務については、民営化後速やかな業務開始を希望しています。</p>
<b>3 組織・職員</b>	<p>本社、事務センター（5） 直営店（81） 等</p> <p>社員総数：約5,400人（営業職員：約1,000人）</p>
<b>4 資産等</b>	<p>資産：114兆5,890億円</p> <p>機構から出再を受ける再保険分である保険契約準備金：111兆6,780億円</p> <p>純資産：1兆円</p>
<b>5 経営見通し</b>	<p>純利益：770億円（20年度）</p> <p>1,930億円（23年度）</p> <p>責任準備金残高：108.7兆円（民営化時）</p> <p>91.5兆円（23年度末）</p>

（注）・組織等の名称は仮称です。 ・経営見通しは民営化時から行われる既存の業務に関するもので、新規業務については計上していません。 ・今後の金融・経済情勢等の変化等により異なる内容・数値となります。

・解散（民営化）時における公社の純資産の額は、今後の公社の業績、金利、株価等によって変動することとなりますので、承継会社の純資産の額は確定的なものではありません。振り分けに際しては、郵便事業株式会社、郵便局株式会社は、日本郵政株式会社の完全子会社であり、日本郵政株式会社が十分な純資産を有していることを考慮した上で、郵便貯金銀行、郵便保険会社に対し、市場リスク等を勘案して暫定的に純資産の大宗を承継させることを基本としています。